

「約束」再訪

木下蒼一朗

gingerale@asagi.waseda.jp

キーワード：言語行為 命題の結束性 命題内容 補文標識 概念化主体 raising/control
ポリフォニー 約束

要旨

本稿は①J. L. Austinなどを筆頭とする日常言語学派から派生した「言語行為論」、②G. Frege 以来の命題観に異を唱える「行為タイプ説」、③文法は私たちの認知のあり方と密接不可分に結びついていると考える「認知文法」、そして、④私たちの言語使用は本質的に複数の主体の声が折り重なっていると考える「ポリフォニー的言語観」という四つの立場を総合することで、約束するとは自身に対する命令と同時に聞き手に対する主張を行う行為であると考え、「二重行為説」を打ち立て、約束という言語行為に再分析を与えることを目的とする。この立場は約束という基本的な言語行為の特異性を浮き彫りにするとともに、上記四つの学説が互いに互いをサポートする関係にあるということを示している。

1. 約束するという行為、あるいは「約束する」という行為

本稿の目的は、約束する (promising) という私たちの行為を次に見る 4 つの観点から再考することを通じて、私たちのコミュニケーションに対する一つの捉え方を提出することである。その4つの観点とは、①J. L. Austinなどを筆頭とする日常言語学派 (ordinary language philosophy) から派生した「言語行為論 (speech act theory; 特に Hare 1970)」、②G. Frege 以来の命題 (proposition) 観に異を唱える「行為タイプ説」(Hanks 2011, 2015; Soames 2010, 2019)、③文法は私たちの認知のあり方と密接不可分に結びついていると考える「認知文法 (Cognitive Grammar; Langacker 2008, 2010)」、そして、④私たちの言語使用は本質的に複数の主体の声が折り重なっていると考える「ポリフォニー的言語観 (Ducrot 1984)」である。これらの観点を総合することで、約束するという行為そのものの構造、それを遂行する私たちの心のあり方、そしてそれらの言語事実への反映のされ方を一繋がりのもので捉えることが可能になる——というのが本稿の提示したい景色だ。

この節ではまず「言語行為」という概念を簡単に確認したのち、約束するという行為、あるいは「約束する」という行為に纏わる基本的な事実、およびそれに対する言語行為論的な観点から見た伝統的な分析を行う。これを通じて、言葉というものを行為に基づいて理解しようとする方針の尤もらしさを示す。

1.1. 言語を以って行為を為すとはどういうことか

私が「私はユニコーンを飼っている」と述べたところで私がユニコーンを飼っているということが事実になることはない。残念なことに、多くの場合言ったことがそのまま現実になるようにはこの世界はできていないようである。けれども次に見るような文は、それを発話することがその意味するところを実現することでもある。

- | | |
|---|------------------|
| (1) a. I hereby name this ship <i>Queen Elizabeth</i> . | (Austin 1962: 5) |
| b. 被告人を懲役3年に処す。 | (作例) |
| c. アウト! | (作例) |
| d. ご協力、感謝いたします。 | (作例) |
| e. 絶対返すよ、約束する。 | (作例) |

(1a) は船の命名式において発話されていると理解されたい。命名式において、命名権を持った人物がこの文を発話することは、すなわちその船を「エリザベス号」と命名することに等しい。つまり、命名者が「私は名付ける / I name」と言うことは、本当に名付けることなのである。(1b-d) の文についても同様に、裁判官が「被告人を懲役3年に処す」と発話することはすなわち裁判官が被告人を懲役3年に処すことであり、審判が走者に対して「アウト」と言うことはまさに審判が走者をアウトにすることに等しい。「感謝いたします」と述べることは感謝することであるし、そして「約束する」と言うことはすなわち約束することである。これらは取りも直さず、オースティンが「言うこととは為すことである (to say something is to do something; Austin 1962: 18, 94, 108, 120)」という言葉で意味するところのものに他ならない。このような特徴を持つ発話は「遂行発話 (performative utterance)」と呼ばれる。

遂行発話を可能にするのは、共同体の慣習 (convention) である。ここで言う慣習には、命名式や刑事裁判、野球などといった形で人為的に整備された一連の手続きとして存在するものもあれば、「感謝すること」「約束すること」のように自然発生的なコミュニケーションを効率化したものとして人々に共有されているものも含まれる (Strawson 1964)¹。いずれのタイプであれ、これらの慣習が仮に存在しなければ (1) に示したような発話は「言ったことがそのまま現実になる」という特徴を失うだろう。刑事裁判が存在しない共同体で誰かを刑に処すことはできないし、同様に、「約束する」という慣習的行為が仮に存在しなければ、いくら「約束するよ」

¹ Strawson (1964) はここで言う「人為的に整備された」慣習にその成立基盤を持つ遂行発話と「自然発生的な」それを基盤とするものを区別し、特に後者の遂行発話が首尾よく行われるためには「話し手の意図」が話し手と聞き手との間で正しく共有される必要があると論ずる。約束を例にとれば、x を聞き手に対して約束する話し手は少なくとも、第一に x を聞き手に対して約束しようと意図し、第二に第一の意図が聞き手に認識されることを意図し、第三に第一の意図が聞き手に認識されることが聞き手にとって「話し手が x を約束している」ということを受け入れるための理由の一部となるよう意図し、第四に第二の意図が聞き手に認識されるようにも意図している必要がある。Austin による遂行発話の分析と H. P. Grice によるコミュニケーションの分析を接続したこの論点は、本稿が1節を通して確認する「言語行為論的な分析」と3節で述べる「行為タイプ説」との接点を考える際に有用な視座を与えてくれる。詳しくは3節を見よ。

と言っても約束することにはならない（そもそも「約束するよ」という表現が存在しない可能性すらある）。このことを考えただけでも、発話が遂行的なものとなるために、すなわち、「言ったことがそのまま現実になる」ためには、共同体の慣習が必要不可欠であるということが理解されるだろう。

この「言ったことがそのまま現実になる」という特徴は、先に見た「私はユニコーンを飼っている」という文の発話にはない特徴であるように思われる。これは「ユニコーン」を「猫」に変えても同じことだ。それを発話することによってその意味するところを現実に成り立たせる力がこの文に備わっていないのは、ユニコーンが架空の生き物であるからではなく、ほとんどの平叙文は「何かを成り立たせること」ではなく「何かを現に成り立っていることとして提示すること」のために用いられるのが普通だという別の慣習があるからである。このような特徴をもつ文の発話は事実確認的 (constative) な発話と呼ばれ、その最も特徴的な点はその真偽が問題となるという点だ。たとえば証言台で「私は猫を飼っています」という証言が為された場合、私たちはその真偽を検証することができる。これに対し、「被告人を懲役3年に処す」という裁判官の発言の（法的な適切さではなく）真偽を検証せよと言われても何をすればいいのかわからないだろう。事実確認的な発話はこの点で、(1a-e) とは大きく異なっていると言える。

しかし、だからといって事実確認的な発話をする人物が上に見たような慣習を背後に持つ行為を遂行しないわけではない。

- (2) a. 絶対返すよ。 (作例)
- b. 絶対返すよ、約束する。 (=1e)
- c. 私はユニコーンを飼っています。 (作例)
- d. 報告します、私はユニコーンを飼っています。 (作例)

(2a) のように、約束として発話される言語形式が「約束する」という言葉を含まないということとはしばしばある。注目すべきは、この場合であってもその発話によって遂行される行為が(2b)の発話によるそれと変わらない（少なくとも、変わらないものとして解釈することが可能である）ということだ。このことから、遂行発話のうち自然発生的なコミュニケーションを起源とするものは、その発話が何として行われているのかを当の発話の内に明示せずとも成立しうることがわかる。下線部「約束する」を発話することの役割はあくまでも、この種の遂行発話の解釈に必要な話し手の意図を明示することで当の発話が「既に存在する慣習のうちのどれに基づいているのか」を明確にすることであると考えられる（これは「アウト！」と言ってアウトにすることや「懲役3年に処す」と言って懲役3年に処すことが特に話し手の意図への参照を必要としないということと対照的である）。加えて、(2a) は既に見たような「言ったことがそのまま現実になる」という特徴を備えていないように見受けられる。すると私たちは、今や (1) のような遂行発話に共通して見られたこの特徴は、それらが遂行発話だから備わっていたのではなく、「その発話の背後にある慣習を明示する」という機能をもつ表現を発話形式に

組み込んだことによって生じた副産物であると捉えることができる。(2a-b) 間に見られるこうした関係は、それを発話しても遂行発話にならないと目された (2c-d) の間にも見て取ることができる。(2c) であれ (2d) であれ、それを発話することによって遂行されるのは話し手がユニコーンを飼っているということを「事実として報告すること」である。この点で、(2d) における下線部「報告します」が担っている役割はちょうど「約束する」という表現が (2b) において担っていたのと同じ役割、すなわち発話が何として行われているのかを明示する役割を担っていると見える。さらに、(2d) はそうした機能を持つ表現が組み込まれたことによって「言ったことがそのまま現実になる」という特徴を獲得していることも確認できるだろう。この点で、(2a-b) と (2c-d) とは平行的な関係にあると言える。発話が事実確認的であっても、そこにおいて話し手は「報告する」という立派な慣習的行為を遂行しているのである。

以上を踏まえると、遂行発話と事実確認的発話を統一的に見通す視座が得られる。すなわち、遂行的であれ事実確認的であれ、あらゆる言語的な発話というものは共同体の慣習に支えられた「言語行為 (speech act)」であるという考え方である。この考え方を共有する立場一般のことを、本稿では「言語行為論的な」立場と呼ぶことにする。performative/constative を統一的な観点から捉えるこの考え方の功績は、第一に約束するという行為と「約束する」と述べる行為とは切っても切り離せない関係にあるということを示した点、第二に「語の意味とは何か」という素朴な問いに対する答え方の一つとして——「約束する」を筆頭とする典型的な遂行動詞 (performative verb) のみならず、それ以外のあらゆる語に対しても——「それをどのような言語行為に用いるのか」という観点から説明を加えるという道を示した点である。続く節では、そうした立場から「約束する」という語の意味の分析を行う。これにより、約束するという行為の輪郭も同時に立ち現れてくることになる。なぜなら、言うこととは為すことであるからだ。

1.2. 「約束する」という言葉の意味をどう捉えるか

‘I promise {that/to} ...’ という文を発話する人物は、まさにその発話によってその補文の内容を将来的に実現することを約束することになる。この事情は日本語でも変わらない：「私は……と約束する」と述べる人物は、その補文の内容を将来的に実現することを約束している。では仮にこの慣習、すなわち『私は……と約束する』／‘I promise {that/to} ...’ と述べることそのものが約束するという言語行為である」という慣習を知らない人物がいたとしたら、その人物は「約束する」／‘promise’ という語の意味を正しく理解していると言えるだろうか。このように問われると恐らく多くの人とは——たとえこの人物が「約束する」／‘promise’ という語を含む統語論的に正常な文を過不足なく生成できるのだとしてもなお——手放しに「正しく理解している」と断言することを躊躇するだろう。

こうした直観も後押しして、J. L. Austin や P. F. Strawson を筆頭とする所謂日常言語学派の台頭以来、ある言葉の意味（あるいは少なくともその意味の一部）をそれを用いて行われる言語行為 (speech act) に基づいて説明しようとする考え方が一定の支持を集めてきた。この考え方は、Searle (1969) による ‘promise’ の説明（そしてそれに対する Hare 1970 の応答）によく現

れている。彼(ら)によれば、‘promise’ という動詞の意味 (meaning) は概ね次のような形での説明が目指されることになる：『『約束する』という語を『明日君に5ドル払うと約束するよ』という文の特定の位置に組み込むことは、その文を適切な文脈において発話するということがその発話の翌日にその発話の向けられた人物に対して5ドルを支払うことを約束するという言語行為を遂行することになるような属性を、当の文全体に付与する』(Hare 1970: 4²; 拙訳。下線による強調は引用者による)。こうした形でなされる説明は、ある語とそれ組み込んだ文との関係、およびその文と共同体の慣習との関係を視野に収めているという点で、先に見た直観をある程度掬い取っていると言えるだろう。そしてこの方針を採用しているということが、「言語行為論的な」立場がまさにそう呼ばれる所以である。

上の説明における「文に付与される属性」(下線部分) が「その文を発話するとその話し手はある言語行為を遂行することになる」という謂わば「潜在的な」ものであるということには注意せねばならない。というのも、文 (sentence) それ自体とその文の発話 (utterance of the sentence) とは概念的に区別されるべきものであるからである；前者は記号列、後者は行為である。この区別はオースティンの言う「発話内効力 (illocutionary force)」という概念を取り扱う際に特に問題となる。発話内効力とは、個々の発話によって私たちが何らかの言語行為を遂行するとき、その発話が有しているとされる属性のことである。それゆえ発話内効力が宿るのは個々の「文の発話」であって、文そのものではない³。約束という私たちの例に沿って言えば、「私は……と約束する」という発話において話し手がまさに約束という言語行為を遂行するのは、当の発話に約束の発話内効力が宿っているからであって、発話された文それ自体に予め発話内効力が宿っていたからではないのである。従って既に見た下線部で言われている属性は、それが文に付与される属性であるからには、発話内効力というカテゴリーに属するものではない。

ヘアは文に宿るこうした属性を ‘*tropic*’ と呼び、「ある文がその標準的な使用において有するムード」を表すサイン (signs of mood) として特徴づける。教科書的な法 (mood) の理解からするとこの主張は奇妙に感じられるかもしれないが、ヘアも言うように、文のムードはその文がどのような言語行為に用いられるのかを示すサインであると考えれば、やや拡張的なこの見方も受け入れることができよう。「猫がマットの上にいる」という文と、それと対応する疑問文「猫はマットの上にはいますか？」とがどのような言語行為に用いられるかという点と、前者は主張 (assertion)、後者は質問 (interrogation) である。ではこの違いは何によって生ずるかとなると、それは文のムードの違いによってであるというほかない。ヘアはこのことを見て取り、文が「あるムードに置かれるとはすなわち、ある種の言語行為の遂行に割り当てられるということだ」

² “[T]he incorporation of the word “promise” in that particular place in the sentence (that particular sentence) “I promise to pay you \$5 tomorrow” gives to that whole sentence the property that an utterance of it would be, in an appropriate context, a performance of the speech act of promising to pay the person addressed \$5 on the day following the utterance” (Hare 1970: 4)

³ オースティンは言語行為論の魁となった著書 *How to do things with words* の中で ‘(illocutionary) force of ...’ という表現を 11 回用いているが、of の補部を占める表現は必ず ‘{the / an} utterance’ もしくは個別の言語行為を表す名詞であり、‘force of the sentence’ のような表現は一度も登場しない。

(Hare 1970: 7⁴) と述べる。これを敷衍して、「約束する」という語を組み込むことでその文が約束という言語行為に割り当てられることになるからには、そこで付与される「約束の tropic」は当の文のムードを表すサインにほかならないと考えるのである。この観点を既に見た説明と合わせると、「promise」という語の意味(の少なくとも一部)の言語行為論的説明は、「‘promise’は、それを含む文に約束の tropic というムードのサインを付与するという機能を、その意味の少なくとも一部として持つ」という形に要約されることになる。

1.3. Neustic と Phrastic

上のような分析は直感に適しているという点で魅力的であるものの、しばしば批判も向けられてきた。曰く「じゃあ ‘Do you promise that *p*?’ や ‘If I promise that *p*, then *q*.’ はどうするんですか? これらを発話しても約束にはならないじゃないですか」というわけである。たしかに文は、こうした統語論的な変形、あるいはそれを取り巻く文脈の変化に呼応して、それを発話することで遂行される言語行為が変化する。しかしこのことから直ちに、言語行為論的意味の説明が立ち行かなくなるということが導かれるわけではない。まずは条件文の事例を見ていこう。

(3) a. 私はあなたに 5 ドル払うと**約束**します。

b. 私があなたに 5 ドル払うと約束すれば、あなたは引き下がるだろう。

(3a) および (3b) の下線部は、同じ「約束する」という語(の活用形)を含んでいる。しかし後者を発話する場合には、約束するという言語行為は遂行されない。このことは、「約束する」という語の意味をそれを含む文を用いてなされる言語行為に基づいて説明しようとする方針にとっては障壁となるように思われる。というのも、語の意味の説明は、その語が現れる全ての文脈において妥当でなければならないからだ。(3b) のような場合に限っては約束の tropic を文に付与しないとあつては、上に見た「約束する」という語の分析は不十分であるということにならざるを得ない。これを承けてへアは、ある文を用いた言語行為が「標準的に」担う発語内効力とその文の発話が個々の文脈で「実際に」担う発語内効力が異なりうるのは、話し手がそれを本気で言っている (subscribe) かどうか異なりうるからだとすることを指摘する。確かに条件文を述べる時、私たちはその前件や後件をあくまでも仮説の一部として述べており、それを「本気で言っている」などないだろう。このような話し手の態度を表す標識として、へアは「本気で言っているのかどうかを表すサイン (signs of subscription)」という概念——‘neustic’——を導入する。「ムードのサイン」すなわち文の tropic はここでいう「標準的な」発語内効力を保証するものであるのに対し、「実際の」発語内効力を保証する発話形式の属性として位置付けられる⁵のが neustic だ。例えば (3a) を標準的な文脈において標準的な仕方で発話する場合、文

⁴ “To be in a certain mood is to be assigned to the performance of a certain genus of speech acts” (Hare 1970: 7)

⁵ Hare (1970) は、文字通りには neustic を ‘sentence’ の属性として導入しているように読めるが、neustic が「本

の *tropic* に対する話し手の *subscription* に変更を加えるサインがその発話中には現れない。それゆえ、それを発話することで遂行される言語行為は *tropic* にそのまま従った「約束」となる。これに対し (3b) の下線部は、*if* 節への埋め込みという (ネガティブな) ‘signs of *subscription*’ が付加されている。これにより文の *tropic* に対する話し手の *subscription* に変更が加わり、それを発話する話し手はその文がもつ *tropic* にコミットする必要がなくなっている。こうした環境にある文の *tropic* は依然として「約束」だが、*if* 節の中でそれを発話するという *neustic* が介在することによって、その発話が担う発語内効力が変化あるいは消滅していると考えるのである。このように理論を整備することで、上に見た批判はとりあえずは回避されることになる⁶。

気で言っているのかどうかを示すサイン」であるからには、それは個々の発話、すなわち ‘utterance (of the sentence)’ において伴われるのでなければならない。仮に *neustic* が「文の属性」であるとする、私たちが同じ文を証言としても冗談としても発話できるという事実を捉えるにあたって、その「文に備わった *neustic*」を書き換えるための別の概念をさらに導入する必要が出てきてしまう。そうなってしまえば、もはや何のために *neustic* という概念を立てたのかわからなくなってしまうだろう。もちろん、冗談として発話される「私はユニコーンを飼っている」は実は証言として発話される「私はユニコーンを飼っている」とは異なる文なのと言い張ることはできるかもしれないが、これは発話の *force* がそれに用いる文のレベルで初めから決まっているという主張をすることに等しい。そうだとすれば、これはもはや言語行為論的な説明とは言えない。言語行為論的な説明を維持する限り、*neustic* は発話レベルの属性でなければならないのである。

⁶ これに対しては、「*tropic* が変化せず *neustic* だけが変化しているとなぜ言えるのか？」という疑問が生ずるかもしれない。if 節への埋め込みによって *tropic* のレベルでの変化が生じないということの証拠はここまで直接は挙げられていないからである。そして、仮に埋め込みによって *tropic* が変化しているのであれば、*neustic* というものの存在すら疑わしくなり、実は上記の批判は回避されていなかったということになるはずだ。これについては、ヘアの言う *neustic* とは何よりもまず「本気で言っているのかどうかを表すサイン」なのであるということに正しく理解することで自ずと疑問も解消されよう。例えば、ここまで本稿が挙げてきた例文はいずれも、あくまでも「例文として」挙げられている。そのため、いかに「言うことは為すことである」と雖も、私がこの論文の発行によって被告人を懲役 3 年に処したとは言い難く、発行の翌日に読者に 5 ドルを支払うことを約束してもいい。この理解はどこから来るのかとひとたび考えれば、「例文として提示している」という「発話の体裁」が ‘signs of *subscription*’ となることで発話の *force* がキャンセルされているということが理解されるだろう。そして同時に、私たちは既に見た一つ一つの例文を使って *tropic* という概念を確認してすらい。もし「例文として提示する」という行為によってその文の *tropic* に傷がつくのだとすれば、ここまでの議論は初めから成立し得なかったはずだ。このことを考えただけでも、発話の体裁を表す *neustic* が *tropic* から独立したものであるということがわかる。発話の *neustic* は、「if 節に埋め込む」「例文として提示する」ことのほかに、「他者の信念を表す *that*-節に埋め込む」「引用符に入れる」「演劇の台詞として発話する」「外国語の発音練習として文を読み上げる」などといった形でも現れる。これらは全て当の発話が何「として」行われているのかを理解するための手がかりであるため、脚注 5 にもあるように文の属性ではありえない。むしろ文をその部分として含む個々の「発話形式」の属性である（この意味での「発話形式」は状況や文脈や体裁を含む最も広い意味のそれであると理解されたい）。このことに関して Hare (1970) は、次のような単純な *modus ponens* の観察によって、*neustic* が変化しても *tropic* は保存されているということを確認することができると考えていたようである。

- (i) A: If Alice is clever, then she will pass the exam.
B: Alice is clever.
_____ THEREFORE
C: She will pass the exam.
- (ii) A: If Alice is clever, then she will pass the exam.
B: Alice, be clever!
_____ THEREFORE
C: #She will pass the exam.

(i) が正常な推論であるのに対し、(ii) は異常なそれである。そしてその異常さは明らかに (ii-B) が命令法に置かれていることに起因する。(ii-A) の *if* 節に埋め込まれた “Alice is clever” と (ii-B) ‘Alice, be clever!’ は *tropic* が異なるために推論要素として機能しないのである。反対に (i-A) と (i-B) の連言から (i-C) を導出して良いのは、(i-A) の前件と (i-B) 両者が示すムードのサイン、すなわち *tropic* が揃っているからであるとヘアは観察する。彼はこの観察から、「文をそのまま補文として埋め込む操作によって *tropic* は変化しないが、変形を加えると *tropic* は変化する」という一般化が得られると考えたようである。しかしながら、これはやや怪しい議論であ

条件文に訴えた批判を上のように回避しつつ、ヘアは変形によって *tropic* が変化した文同士の対応関係を説明するために、それらに共通する要素を名指す概念——‘*phrastic*’——を導入する。この節の冒頭で脇に置いた「疑問文に訴える批判」はこれによって応答されることとなる。

- (4) a. Alice is clever. /アリスは利口だ。 (作例)
 b. Is Alice clever? /アリスは利口か? (作例)
 c. Alice, be clever! /アリス、利口であれ。 (作例)

(4a-c) は互いに *tropic* が異なりつつも *phrastic* が共通している例である。(4b) を発話することでなされる「標準的な」言語行為はアリスが利口であるかどうかを質問することである。この点で、(4b) という文が持つのは質問の *tropic* である。そしてこの質問者が聞き手に対して行っているのは、言い換えれば、「アリスが利口であるということを主張するか、あるいはそうでないということを主張するかのいずれかを行う機会を与える」ということである。これに応じるにあたっては、当然のことながら何でもいからとにかく主張の *tropic* を持つ文を発話しさえすればよいというわけではない。(4a) のように、「アリスとその利口さについての」主張を行なうことになるような文を用いなければ、(4b) を用いた質問に対する答えにはならないだろう。同様に、(4c) を用いた命令行為に従うということは、すなわち (4a) を発話する人物が主張することになる事柄を実現させるということであって、他の文を発話することによって主張される事柄を実現させることではない。ここに上記3種の文の対応関係が見て取れる。文同士のこのような対応関係は「それぞれの言語行為に用いる文の *phrastic* が共通している」という形で言い表されることになる。

ここで (Hare 1970 はこれについて詳しくは述べていないのだが) 「*p* であるかどうかを尋ねる質問に答えるためには、*p* であることを主張するか、そうでないと主張するかのいずれかを為さなければならない」という知識が成立することなしには、そうした行為に用いられる文の *phrastic* が共通しているという知識を得ることはできないということは重要である。すなわち、私たちの *phrastic* への理解が *tropic* への理解を前提としているということだ。日常のコミュニケーションにおいて、話し手がまず *tropic* なしの *phrastic* のみを心に抱き、発話するにあたって「*tropic* をどうしようかな」と考える、というのは実践として考えがたい。私たちは単に「主張しようとする」「質問しようとする」「命令しようとする」のであって、そのような意図から独立したものとして *phrastic* だけが突然学習されることはないだろう。**全ての *phrastic* は言語行為の実践とその連関を通してしか捉えられないのである。**このことを踏まえて ‘Do you promise

る。この議論が説得的であるためにはそもそも、『その前件として命令文・疑問文を持つような条件文』と、『その条件文の前件に置かれた当の命令文・疑問文単体』を連言することによって、条件文の後件を導き出す」という推論が可能である必要がある。そうでなければ、「*tropic* が揃っていれば可能なはずの推論が、*tropic* がズレているために無効になっている」ということが直ちには導かれず、単に命令文はそもそも推論に用い得ないがために弾かれているという可能性が残るからだ。しかし実際のところ、命令文や疑問文を前件に持つ条件文はおそらく存在しないため、ヘアによるこのテストは怪しさが残ると言わざるを得ないと思われる。

that p ?' の場合を考えると、これを発話する質問者が行っているのは「聞き手が p の実現を約束するか、あるいは約束しないかのいずれかを行う機会を与える」ということであるということになる。そして当然、これに応じる聞き手は ‘I (do not) promise that p ’ やそれに相当する文（すなわち phrastic が共通していて、かつ約束の tropic を持つような文、あるいは ‘Yes./No.’ といった単純な形式）を、その tropic に subscribe しつつ発話することになる。こうしたコミュニケーションにおいて要請されるのは、第一に ‘promise’ の意味の一部を「約束の tropic を文に付与する」という形で理解し、第二に疑問文を用いた言語行為がどのようなものであるのかを知る（＝文の phrastic の共通性を理解する）、という二段階の理解である。つまり、批判者が依拠した ‘promise’ を用いた疑問文の発話においては約束が行われない」という事実は、その成立過程に tropic の理解を含んでいるのである。するとここでも、「約束する」／‘promise’ という語の意味（の一部）を「それを含む文に約束の tropic を付与する」という形で記述することの正当性が擁護されることになる。

以上が言語行為論的な見方に依拠した「語の意味」の説明である。就中へアによるものを取り上げたのは、約束するという言語行為と主張するという言語行為とを平行的に取り扱う理論を彼が提出しているという点で、本稿の目的に合っているからである。以降の議論のため、ここまで登場した概念を整理しておこう。なお表 1 の灰色に塗られていない部分はそれが「文」の属性であることを、灰色に塗られている部分はそれが「文の発話」の属性であるということの意味するものとして理解されたい。

表 1: 諸概念の整理

	“I promise that p .”	“Do you promise that p ?”	“Promise that p !”	“If I promise that p , ...”
phrastic	my/your promising that p			
tropic	約束	疑問	命令	約束
neustic	本気で言っている	本気で言っている	本気で言っている	本気で言っていない
force	約束	疑問	命令	なし (?)

	“Alice is clever.”	“Is Alice clever?”	“Alice, be clever!”	“If Alice is clever, ...”
phrastic	Alice’s being clever			
tropic	主張	疑問	命令	主張
neustic	本気で言っている	本気で言っている	本気で言っている	本気で言っていない
force	主張	疑問	命令	なし (?)

さて、このように視覚的に整理すると次の論点が自ずと提起されるだろう。

論点 I : phrastic の行に書かれている文字列が表しているものは何なのか。

論点Ⅱ：約束の tropic によって示される「約束のムード」とは結局のところ何なのか。（つまり、たとえば特に一人称単数現在形直説法能動態の文の動詞が ‘promise’ になった場合にその文が「約束文」になるというのはどういうことか）

論点Ⅲ：ネガティブな neustic による force の削除とはつまり何なのか。

続く節では第一の論点である phrastic の内実に関するものとして、「(Yes-No) 疑問文とそれに対応する平叙文の共通部分を取り出す」という考え方の古典的かつ支配的な取り扱いを確認し、「命題 (proposition)」という概念との接点を示す。

2. 言語行為の対応関係をどう説明するか：アイデアと問題点

ヘアの見出した phrastic という概念が、特に質問という言語行為とその答えとなる主張行為それぞれに用いられる2種類の文に共通する要素を捉えるために考案されたものであるというのは既に見た通りである。ここで問題となるのは、文は自身の phrastic として「何を」持っているのかということだ。というのも、ある文の phrastic が**その文を用いた言語行為の連関を通してのみ理解される**のだとすれば、「疑問文を用いた言語行為とそれに対応する平叙文を用いたそれとがどういうわけか対応している」という事実を「それに用いられる文の phrastic が共通している」という形で語り直したに過ぎないということになってしまうからである。これは分析と言うよりも寧ろ名付けであろう。では文と文との対応関係を保証する phrastic とは（仮にあるとすれば）、つまりなんなのだろうか。

2.1. 文に共通する要素を捉えようとする試み

疑問文とそれに対応する平叙文とに「共通する要素」を取り出すという考え方としては、G. Frege によるものがよく知られている。フレーゲは、論理学にとって重要な「真である (be true)」という属性を持ちうる存在者として「思想 (thought)」という概念を提唱し、互に対応関係にある疑問文と平叙文とは同じ思想をその「内容 (content)」として持つという考え方を提示する (“An interrogative sentence and an indicative one contain the same thought [...]” Frege 1956: 294)。ここで言う「内容 (content)」としての思想とは、文によって表現されることを通じて私たちに把握 (apprehend / grasp / think of) され、その真理性を判断 (judge) されるような理論的構築物である⁷。

⁷ これが緻密な定義でないということは Frege (1956) 自身も認めるところである。

“Without wishing to give a definition, I call a thought something for which the question of truth arises. So I ascribe what is false to a thought just as much as what is true. So I can say: the thought is the sense of the sentence without wishing to say as well that the sense of every sentence is a thought. The thought, in itself immaterial, clothes itself in the material garment of a sentence and thereby becomes comprehensible to us. We say a sentence expresses a thought.” (Frege 1956: 292; 下線による強調は引用者による)

思想がこのような間接的な仕方では捉えざるを得ないものであるとはいえ、「赤い」という述語によって表される属性が帰される対象として物質的な何かを私たちが想定可能であるように、「真である」という述語によって表される属性が帰される対象として非物質的な何かを想定することは理に叶っているだろう。「アリスは利口だ」における「アリス」の指示対象はモノであるのに対し、「アリスが利口だというのは真である」と言うときの「ア

ここで、思想はフレーゲにとって「その真理性が問題となる何か (something for which the question of truth arises)」であると同時に、人々の間で共有可能な——すなわち客観的な——ものでもあるということは強調せねばならない。「科学者が研究によって何かを発見する」という一連の営みを思い浮かべよう。科学者たちはまず「～～というのは正しいだろうか？」と問いを立て、そののち「～～」の部分が表すところのものが世界において成り立っているのかどうかを調べる。そしてそこで「～～」が表すところのものが成立しているということが判明すれば、それを事実として認定し、間違っていれば認定しない。科学とはこの繰り返しである。ここにおける「～～」の部分が表しているものが人々の間で共有可能なものでなければ、そもそも科学は成り立たないであろう (少なくとも共同研究は成り立つまい)。そしてこの「～～」の部分を過不足なく言い表そうとすると、次に見るように、当該言語の「文」に相当する形式を要する⁸。

(5) a. {That Alice is clever / ??Alice's being clever} is true. (作例)

b. {アリスが利口だ というの / ??アリスの利口さ} は真である。 (作例)

このことを考えただけでも、文によって表現される対象として、「客観的」かつ「真理性が問題となる」ような理論的存在者を立てることには正当性があるということが理解されよう。

ただし思想は、客観的な存在者でありながらも、それを把握する人物——例えば上の例でいうところの科学者、あるいは私たちひとりひとり——に対してどのような仕方で当の思想が提示されるのかという情報 (提示様式 / mode of presentation) を自身の内に含んでいる。これはたとえば、「ルイス・キャロル」がチャールズ・ドジソンのペン・ネームであるということを知らない人物であれば「ルイス・キャロルは数学者だが、チャールズ・ドジソンはそうではない」という信念を正常に抱きうるという事実を考えると能く理解される。「ルイス・キャロルは数学者だ」が表す思想と「チャールズ・ドジソンは数学者だ」が表す思想は、一方が真ならばもう一方も必ず真である。けれども、これらはそれを把握する人物への提示のされ方が異なるという一点において、異なる思想であると言わねばならないのである。これは思想一般が持つ「文を通して把握される」という特徴からの一つの帰結であると言える。

思想の「自身を把握する主体への提示様式を含む」という特徴は、特に約束などの言語行為を行う際に用いられる文の使用に関して、ある問題を生じさせるということが知られている。

(6) A: あなたは博士論文を3年以内に提出することを約束しますか？

A': (あなたは) 博士論文を3年以内に提出することを約束しなさい。

リスが利口だ (というの) の指示対象はモノというよりは寧ろコトであり、かつ、それを表現する形式は文である。ここに見出される「真理が問題となるなにか」をフレーゲは「思想 (thought)」と呼んだのである。

⁸ もちろん文の定義にもよるが、ここでは「文とは何か」という問いに足を踏み入れることはしない。ごく教科書的な意味で理解されたい。

B: #はい、あなたは博士論文を3年以内に提出することを約束します。

(6A, A') への返答として (6B) が不自然であることは明らかであろう。この不自然さが生ずるのは、(6B) の話し手が「あなた」という提示様式の下に自身を指示することができないからに他ならない。遂行発話に用いられる文がほとんどの場合一人称代名詞を主語に持つことを考えると、文法的に対応する疑問文・命令文・平叙文に共通する要素——phrastic——が提示様式込みのものであると考えることにはやや無理があるように思われる。寧ろ「私」や「あなた」といった言語形式に張り付いた提示様式を捨象した何か共通していると考えの方が納得しやすいだろう。

このような直観もあってか、近年は「命題 (proposition)」の名の下に文の共通要素を捉えることが主流となっている。「命題」の定義は立場によって様々であるが、ここでは**フレーゲの言う「思想」から「それを把握する主体へ向けた提示のされかた」を取り去った、より客観的な理論の対象**として理解することにする（これは本稿がこれ以降の議論に都合の良いように恣意的に設定したのではなく、広くかつ様々な意味で用いられている「命題」という語のある側面を捉えた実質的な定義である）。「命題」とは、思想同様「その真理性が問題となる」ような何かであり、かつ、人々の間で共有可能な「客観的な」ものでありながらも、把握する主体に対する提示様式を含まない。このような存在者を、対応する疑問文・命令文・平叙文が共通して持つ「内容 (content)」として捉えるというのは、(6) で確認した直観を考えれば擁護されうる立場であろう。

さて、上記を踏まえてヘア説との対応を考えると、phrastic の内実は既に見た理由により、フレーゲの言う思想よりも寧ろ、そこから提示様式を捨象した「命題」と同一視され得るだろう⁹。このように考えることで phrastic という概念に一定の（少なくとも、単に言語行為が対応しているということを別の言葉で呼び変えたに過ぎないというわけではないという意味での）理論

⁹ より厳密には、phrastic は（それが動名詞の形で表記されることから読み取れるように）必ずしもその真偽が問題になるようなものであるわけではないため、「命題」と同一視して良いのかどうかに関しては疑問が残る。さらには、同じ phrastic を共有するのが互いに「対応する」と考えられる (Yes-No) 疑問文・平叙文・命令文の3者であるのに対し、同じ「思想」を共有するのは Yes-No 疑問文とそれに対応する平叙文だけである。そのため、phrastic は thought と違うものであると言わねばならない。フレーゲの考え方では、命令文はそれが表す意味の真偽が問題とならないという点で思想を表さないものとされているのである。これは、ある命令文と平叙文が「同じものについて」のものである場合にその「同じもの」を phrastic として抽出する Hare (1952) の立場とは一線を画している。このことは次の引用からも明らかである。

“One does not want to deny sense to an imperative sentence, but this sense is not such that the question of truth could arise for it. Therefore I shall not call the sense of an imperative sentence a thought.” (Frege 1956: 293)

“We have noticed that the two sentences ‘You are going to shut the door’ and ‘Shut the door’ are both about the same thing, namely, your shutting the door in the immediate future; but that they are used to say different things about it. It is purely an accident of grammar that those parts of the spoken or written sentence which, in either case, refer to this thing that they are about, are not identical.” (Hare 1952: §2.1.)

以上を踏まえると、厳密には phrastic ≠ thought ≠ proposition というのがあるべき理解だということになり、phrastic と proposition を同一視するという考えを受け入れるにはそれ相応の議論が要請されるということがわかるのだが、本稿はそれに紙幅を割くことはしない。ここはひとまず「phrastic とは（簡単に言えば）命題のことだよ」という（どういうわけか）広く受け入れられている見方にはきつとそれ相応の根拠があるのだろうと信じて議論を先に進めることとしよう。

の基礎が与えられ、これにより私たちは「論点Ⅰ：phrastic の行に書かれている文字列が表しているものは何なのか。」に関するひとまずの回答を得たことになる。

2.2. 命題の結束性問題

ここで立場を整理しておこう。私たちは今のところ、①「約束する」という語の意味の一部は「それを含む文に対して、当の文が標準的には約束行為に用いられることになるような属性(約束の tropic)を与える」という形で説明されるべきだという立場にコミットしつつ、②所謂「対応する」疑問文・命令文・平叙文に共通する「内容」として「命題」なる存在者を立てることで、言語行為論の説明に理論的基礎を与えた。この立場は、次の考えを暗に含んでいる：文は(多くの場合)その内容として命題を持ち、かつ、その命題をどのようなムードの下に提示するのかということに関する情報(フレーゲ的に言えば‘force’, ヘアの的に言えば‘tropic’)を当の命題から独立したものとして持つ。この考え方はフレーゲ自身の著作にも明示的に述べられている。

“An interrogative sentence and an indicative one contain the same thought; but the indicative contains something else as well, namely, the assertion. The interrogative sentence contains something more too, namely a request. Therefore two things must be distinguished in an indicative sentence: the content, which it has in common with the corresponding sentence-question, and the assertion.” (Frege 1956: 294; 下線による強調は引用者による)

疑問文と直説法の文は同じ思想を含む。ただし直説法の文はそれ以上のもの、すなわち主張をも含んでおり、疑問文もまた思想以外のものとして要請を含んでいる。すると、ある直説法の文が持つ二つのものは区別されねばならない：対応する文-疑問¹⁰に共通するものとしての内容、そして主張である。(Frege 1956: 294; 拙訳)

この引用中における“thought”を私たちの意味での「命題」と読み替えても、それが彼の言う“assertion”や“request”と区別されねばならない(must be distinguish)何かであるという点に関してはフレーゲも同意するだろう。“assertion”や“request”はフレーゲ的な意味での force¹¹の下位分類であり、ヘアの言う「主張の tropic」「疑問の tropic」に相当するものである。下線部のように述べられていることから考えると、文がその内容(content)とは別のものとして force /

¹⁰ ここで言う「文-疑問」とはwh-疑問ではない疑問、すなわち Yes-No 疑問のことである。

¹¹ フレーゲの言う force が文に備った属性であるからには、これとオースティンの言う‘(illocutionary) force’を同一視すべきではないということになる。というのも、1.2 節で述べたように、オースティンの言う force—すなわち「発語内効力」——は文の属性ではなく文の発話の属性であるからだ。‘force’という用語はこのような曖昧性をもつため、この種の議論においてはそれがフレーゲ的な意味で言われているのかオースティン的な意味で言われているのかをその都度文脈から(多くの場合その筆者の立場から)判断せねばならない。両者を扱う本稿は混乱を避けるために、フレーゲ的な意味で用いる際は‘force’という形のまま用い、オースティン的な意味で用いる場合には「発語内効力」という訳語を用いるようにしている。

tropic を持つと考えるのはフレーゲ以来の伝統と見て良さそうだ。この考え方は今日「content-force 二分法」と呼ばれる。

今や標準的な見方になっているとも言えるこの二分法は、「“命題”なるカテゴリーに属する何かしらが個々の言語行為から独立したものとして事前にどこかしらに存在している」ということを前提としている。言い換えれば、この見方の下での命題は文を発話することによって表現される (be expressed) ことを今もどこかで待っており、主張・疑問・命令などとして提示されることを待っているのである。この前提は当然次のような問いを誘発する。すなわち、そうした存在者である命題を構成する要素はいかにして当の命題を成したのだろうか、という問い——より具体的には、「アリス」によって名指される個体と「利口である」という述語によって表される属性は、一体いつ、いかにして「アリスが利口である」という文によって表される命題として縫い合わされたのだろうか、という問い——である。

- (7) a. Alice is clever. (= (4a))
 b. Alice's being clever¹² (作例)

(7a, b) はいずれも、その意味的な構成要素を書き出せば <Alice, cleverness> となるという点では共通している。しかし前者が「アリスが利口である」という命題を表すのに対し、後者はそうではないということは明らかだ。このことは次の例文からも容易に確認される。

- (8) a. {That Alice is clever / ??Alice's being clever} is true. (= (5a))
 b. {アリスが利口だというの / ??アリスの利口さ} は真である。 (= (5b))

この違いは何によって生じるのだろうか。言い換えれば、(7a) にあり (7b) に欠けているものは何であろうか。この問いは「命題の結束性 (unity of proposition)」を巡る問題として古くから知られるものである。

フレーゲの影響下にある意味論へと投げかけられるこの素朴な問いに対しては歴史上さまざまに対処法が提案されてきたものの、そのいずれも根本的な解決には至っていない¹³。ここでそのテクニカルな議論に立ち入ることはしないが、少なくとも次の点は確認しておくべきだろう。すなわち、「要素がある特定の関係 R で繋ぎ合わされたとき、かつそのときに限り、それは命題となる。(7a) にあって (7b) にないのはそうした特定の関係 R である」という形に一般化されるような類いの回答を目指すことには望みがないという点である。このような方針で提出される回答は、その特定の関係 R がどのようなものであれ、当の R を、まさにその R の働き

¹² これは 'Alice is being clever.' の短縮形ではなく動名詞として理解されたい。ピリオドを打っていないのはそのためである。

¹³ ここでいう「さまざまな対処法」がどのようなものであり、どのような問題をそれぞれが抱えているのかに関して本稿は深く立ち入らない。この問題に関する学説史の網羅的な研究としては Gaskin (2008) が挙げられる。詳しくはそちらを参照していただきたい。

によって結束性を獲得するところの命題を構成するための「新たな要素」として要請することになる。するとたとえば、(7a) を構成するのは <Alice, cleverness, R> という3つの要素であるということになる。ではその3要素を繋ぎ合わせるものは何だろうか——これが無限後退の引き金であるということは言うまでもないだろう¹⁴。

上の後退は「ブラッドリーの後退 (Bradley 1893)」として知られ、ブラッドリー自身も解決不可能 (insoluble) として匙を投げた (ibid.: 25-34) 悪名高い真正の後退である。content-force 二分法を採用する意味論／語用論は、既に見たその前提ゆえに不可避免的にこの問題に直面することになる。対応する平叙文・疑問文・命令文に「共通する要素」なる理論的存在を立てようとしたことがそもそもの間違いだったのだろうか。

3. 「命題内容」を捉え直す

もちろん「どういうわけか命題は存在するのだ」ということにしても良いのだが、ここで「約束する」という行為の言語行為論的分析と親和性の高い代案を検討することには意義があるだろう。代案をうまく組み込むことができれば、言語行為論的分析の姿勢を大きく崩すことなく先の「論点Ⅰ」に今度こそまともな基礎を与えることができるからだ。この節ではまず命題の結束性問題に対して近年提出された代案を検討し、「命題」という概念を捉え直す。次にこの代案を採用することによる帰結を受け入れることで立ち現れる問いが「論点Ⅱ：約束の topic によって示される「約束のムード」とは結局のところ何なのか。」に応答するための緒となっていてということを見る。

3.1. 命題とは言語行為・心的行為が属するタイプのことであるとする説

前節で見たブラッドリーの後退が遺してくれる教訓は「命題の結束性を確保する働きを担うものを当の命題の内部に求めてはいけない」ということだ。この教訓に呼応するようにして、近年、「外部」の要素に基づいて命題という概念を捉え直そうとする説——「行為タイプ説」——が提唱され、(良くも悪くも) 脚光を浴びている。この派閥に属する代表的な論者は Soames (2010, 2019, 他) と Hanks (2011, 2015, 他) だ。彼らは伝統的に「命題内容」と呼ばれるところのものを、個々の言語行為が属する「行為タイプ (type of action)」と同一視するという立場をとることで、命題の結束性問題に対する回答を与えようと試みる。曰く、「この言語行為 (に用いられているこの文) の命題内容はなんですか？」と問うことは、「この (文を用いてなされるこの) 言語行為はどの行為タイプに属しますか？」と問うことに等しいというわけである。

¹⁴ ここで R を、「アリスと利口さを組み合わせてアリスが利口であるという命題にするような関係」といったような、自己言及的に記述される特殊な関係であると考えてはならないのかと思われるかもしれない。たしかにそのような関係を命題の内部に組み込むことができればアリスと利口さは命題を構成するかもしれないが、それは叶わない。なぜなら、「アリスが利口である」という命題を作り上げるような関係」という関係を作り上げるために「アリスが利口である」という命題が必要になるからだ。その命題はいかにして作られるのだろうか。私たちはまさにその命題を作り上げるものの正体がわからずに困っていたのではなかったか。料理の原料としてまさにその料理を要求するようなレシピは、仮にあったとしてもそれがレシピの体を成していないということは明白だろう。

ここで、「同一視」という言葉の意味に関して誤解が生じないように注意を促しておくべきだろう。この立場が標榜しているのは「ある言語行為／心的行為が属する行為タイプを考えることのできるじゃないですか、それこそが『命題内容』なんですよ。これまでの命題観は間違っていたんです！」という意味での同一視である。これは新たな命題観の提示だ。それゆえここにおける「命題と行為タイプの同一視」とは、「本稿が上で依拠していた平叙文・疑問文・命令文に共通するものとしての命題って、実は行為タイプなんですよ」という意味での同一視ではない(このことは、ハックスやソームズが本稿を読んでいないという事実からも明らかである)。本節ではこうした立場である行為タイプ説の概観・検討を行い、私たちの議論に組み込むことを目的とする。新たな命題観の提示としての「同一視」を組み込むからには、以降の議論は『平叙文・疑問文・命令文に共通するものとしての命題』なるものを求めるのをやめて、新たな命題観の下に3種類の文の繋がりを考え直しましょう」という方向性で議論が進むことになるだろう。

一見奇抜にも思えるハックス(ら)の立場は、第一に、そこに立脚することで「文それ自体が、いかなる文脈からも独立したものとして命題内容を持つ」という考えを受け入れる必要がなくなるという利点を持つ。「文の命題内容=その文を用いて遂行される言語行為が属する行為タイプ」という捉え直しを行うということは、無限後退の引き金となった「『命題』なる存在者が言語行為から独立したものとしてどこかに浮かんでいて、主張されるのを待っている」という前提を受け入れることを回避する一つの方法なのである。

- | | |
|-------------------------|----------|
| (9) a. Alice is clever. | (= (4a)) |
| b. Is Alice clever? | (= (4b)) |
| c. Alice, be clever! | (= (4c)) |

この立場の下では、(9a) という文それ自体がなんらかの対象としての内容を持つとは考えない。‘Alice is clever.’ がアリスが利口であるという命題内容を持つとは、すなわち、それを発話することによってなされる言語行為が「アリスが利口であるということを主張するという行為タイプ」に属するというに他ならない。(9b, c) に関しても同様の考え方をとると、(9b) の「命題内容」は「アリスが利口であるのかどうかを尋ねるという行為タイプ」であり、「アリスに利口であるよう命ずるという行為タイプ」が(9c)におけるそれであるということになる。

行為タイプ説は、私たちの言語行為・心的行為のうちこれまで「命題内容」を持つと考えられてきたものは全て、上の3つのタイプ、すなわち、主張タイプ／疑問タイプ／命令タイプのいずれかに分類されると考える。その分類の根拠としてハックスが依拠するのが、その行為に用いられるところの文を機械的に補文として埋め込んだ際に現れる補文標識だ。

- | | |
|--|--------------------------|
| (10) a. Bill told Catherine that Alice is clever. | (Hanks 2011, 2015 を基に作例) |
| b. Bill told Catherine whether Alice is clever. | (Hanks 2011, 2015 を基に作例) |

- c. Bill told Alice **to** be clever. (Hanks 2011, 2015 を基に作例)
- (10*) a. ビルがキャサリンにアリスは利口であると伝えた。 (作例)
- b. ビルがキャサリンにアリスが利口であるかどうかを伝えた。 (作例)
- c. ビルがアリスに利口であるよう伝えた。 (作例)

(10a-c) のそれぞれは、文としての (9a-c) を補文として埋め込んだものである。同じ ‘tell’ という動詞を用いつつも、ビルがそれを用いて行うことになる言語行為が主張なのか疑問なのか命令なのかに応じて——つまり、その文の *topic* に応じて——補文の形式が選択されているということが見て取れるだろう。これを一般化し、あらゆる述定的 (predicative) な言語／心的行為に用いられるであろうところの文を補文として埋め込む場合には *that*-節が、疑問的な (interrogative) 場合には *whether*-節が、命令的 (imperative) 場合には *to*-不定詞節が用いられると考えるのがこの立場の特徴である¹⁵。

- (11) a. Bill {asserted / believed} **that** Alice is clever. (作例)

¹⁵ これに対しては、(10b) および (10*b) は「疑問行為の報告」になっていないじゃないか、という指摘があるだろう。しかしこれらは「ビルの行為の報告に用いる文の例として意図されているもの」ではなく、「ビルの行為に用いられる文が機械的に補文として埋め込まれている文の例として意図されているもの」である。そのため、「これらの文が実際に行為の報告になっているかどうか」はここでの問題ではないのだ。ここで論点となるのは、ビルが何らかの言語行為を遂行したときにどのような言語表現／文を用いたのであれ、その言語表現／文が他の文の補文として機械的に(意味を考慮することなしに)埋め込まれたときには、その *topic* が補文標識に反映されるといって主張の是非である。もちろん「疑問文を機械的に埋め込むと *whether* 節が現れる」という前提がどこから来たのかは不明なのだが、真に疑問行為の報告に用いることができる “Bill asked Catherine whether Alice is clever” という形式の存在を考えると、ビルが用いた (かもしれない) ‘Is Alice clever?’ という文がその *topic* を補文標識に反映させていると考えていけない理由はないだろう。このような怪しさこそあるものの、Hanks (2011: 15-16) が提示しているアイデアはまさにこの注で述べているようなものである。このアイデアは、「アリスは利口だ」という文の発話が述定的行為に属することが何によって保証されるのか? という論点に対してハンクスが自身のスタンスを明示する文脈において提示される。この論点に関してハンクスは、「は利口だ」という述語が疑問文にも命令文にも用いられようという事実を根拠に「は利口だ」という述語がその意味論的内容として「述定」を含む」という考え方を拒否し、「文のムード (sentential-mood)」こそが述定なり疑問なり命令なりを担っていると着想したのである。ここで言う文のムードとは、その文の属性であって、その文を用いて遂行されるところの言語行為の属性ではない。するとこれはヘアの言う *topic* と同じものであると考えて良いだろう。*topic* が「当の文が標準的に用いられるところの言語行為がなんであるのかを示すサイン」という意味での「文の属性」であるということを考えると、**実際にどのような行為にその文が使われたのかは問題にならない**ということになる。このように理解することで、「(10b), (10*b) は「疑問行為の報告」になっていないじゃないか」という指摘から「だからハンクス説はダメなんだ」ということが直ちに導かれることはないということが了解されるだろう、だって (10b), (10*b) はそもそも行為の報告ではないのだから。ただし、これ以降の議論で「主張行為を報告する際に用いられる文に *that*-節補文が現れる」などといった表現をすることが多々ある。これは、次の二つの前提に基づいた略記として理解されたい：①ある言語行為に「本気で言っていない」という *neustic* が付されていないならば、その行為の持つ *force* とそれに用いられる文の *topic* は一致するという前提；②(10b) のようなケースは「ある言語行為に用いられた文を間接話法によって埋め込むことによって得られる文を発話することが当の行為の報告にならないという特殊事例」であり、そうした文の発話は「通常は」行為の報告になるという前提。従ってこの略記を厳密に書くならば、「ある主張行為を他人に報告する際に、その主張行為に用いられた言語表現を間接話法によって補文として埋め込むことで得られる文を発話することによってまさにその主張行為を報告することが可能であるならば、その報告に用いられる文に現れる補文標識は ‘that’ である」となる。要するに、大抵の場合は、単に言語行為を他人に報告すれば、その際に用いられる文はそれによって報告されるところの行為に用いられた言語表現の *topic* を正しく反映した補文標識を含むのであるから、「行為を報告する」と略記しても問題がないのである。

- b. Bill {asked / wondered} **whether** Alice is clever. (作例)
 c. Bill {ordered / wanted} Alice **to be** clever. (作例)

この考え方に従えば、(11a-c) は、‘{ }’ 内の動詞によって表されるビルの言語／心的行為が3つの行為タイプのうちのどれに属するのかが示しているということになる。たとえば (11a) においては、主張する (assert) という言語行為および信じる (believe) という心的行為が述定的な行為タイプに分類されるということが、当の行為に用いられる文を補文に埋め込んだ際に補文標識 ‘that’ が現れる (あるいはこの場合はその行為の報告に that-節を要すると考えても良い) という事実によって示されている。(11b, c) についても、必要な変更を加えれば、同様のことが言えるだろう。これは、報告されるところのビルの言語行為に用いられた具体的な文がどのような topic を持っていたのかを反映しているのである ((11) における埋め込みが間接話法によるものであるからには、ビルが実際にどのような言語表現／文を用いて当の言語行為を遂行したのかは (11) の中には示されない。しかしその topic だけは補文標識に現れていると考えるわけである)。

ハンクスはこの手続きによって種々の言語行為・心的行為を分類した上で、その帰結として、これら3タイプが「共通した命題内容」を持つという旧来の考え方を拒否する。なぜなら、上記3タイプに属する各種言語行為・心的行為は、それらに関わる命題が構成される際の要素の「組み合わせ方 (mode of combination)」が互いに異なるからである。例として、ビルが (9a) ‘Alice is clever.’ を発話することで遂行する言語行為を考えよう。この行為は既に見たように、(10a) の如く、それに用いられる文を補文として埋め込んだ際に that-節が出現する。それゆえ、この行為は述定的なタイプに属するものであると言える。この行為を遂行する際にビルは、当の行為を構成するサブ行為としてアリスという個体への指示行為 (reference)、利口さという属性の表現行為 (expression)、そして利口さをアリスに帰することで両者を組み合わせる行為 (combinatory act) としての述定行為 (predication) を行なっている。これに対し (9b, c) を用いた疑問・命令においては、「アリスへの指示」と「利口さの表現」というサブ行為こそ (9a) を用いた主張行為と共通するものの、それらを組み合わせる行為としての述定行為は遂行されない。代わりに遂行されるのはそれぞれ「疑問文的な仕方 (interrogative mode)」での組み合わせと「命令文的な仕方 (imperative mode)」でのそれである。用語の不格好さはさておき、このことは次のことを考えれば自然と了解されるだろう：ある事態の成否を尋ねる際にその事態を表す平叙文に対応する疑問文を発話することでそれを行うからにはその主語によって表される個体に述語が表す属性を話し手はまだ帰していないし、誰かに対してなんらかの属性を実現せよと命ずるからにはその誰かはまだその属性を実現していない。つまり、実現しているかどうかわからない、あるいはまだ実現していない属性を、特定の対象に帰する (predicate) わけにはいかないのだから、質問したければ質問用の、命令したければ命令用の組み合わせ方を用いなければならないということである。このことをハンクス流の記法で模式的に表すと次のようになる。

- (12) a. † <Alice, CLEVERNESS>
 b. ? <Alice, CLEVERNESS>
 c. ! <Alice, CLEVERNESS>

ここにおけるボールド体は指示行為のタイプを表し、スモール・キャピタルは表現行為のタイプを表す。そして ‘†’, ‘?’, ‘!’ はそれぞれその右側にある ‘<>’ に囲まれた行為タイプの順序対を predicative, interrogative, imperative な仕方で組み合わせるといふ行為タイプを意味する。そうして組み合わせられた全体が、この立場における「行為タイプとしての命題内容」である。(9a-c) を用いてなされる言語行為は、そのそれぞれが (12a-c) という異なるタイプの行為に属するのであるから、その帰結として、それらの行為（あるいはそれを遂行するのに用いられる文）が持つ「命題内容」は異なるということになる。

ここで重要なのは、‘<Alice, CLEVERNESS>’ だけでは二つのタイプに属する行為（指示行為と表現行為）がある順序で為されたということしか言われておらず、これだけで命題を成すことはできないということだ。言い換えれば、「ある言語行為の命題内容＝その行為が属する行為タイプ」という立場を取る限り、その言語行為を構成する複数のサブ行為（タイプに属する複数の行為トークン）がどのような仕方で組み合わせられたのかという情報なしにはその行為の属するタイプを特定できず、「命題内容」にならないということである。すると、文がその content として持つ「行為タイプとしての命題」は必然的になんらかの force を伴うことになる¹⁶。ハンクスはこのことを強調しつつ、「平叙文・疑問文・命令文に共通するニュートラルな命題内容」のようなものを抽出しようとするのがそもそもの誤りであると断ずる (Hanks 2011: 16)。この理論の中には、content-force 二分法が前提とするような「force に関してニュートラルであるような content」という存在者の席は用意されておらず、content とは本質的に force を伴うものなのである。このような主張を通じてハンクスは content-force 二分法を棄却し、「『命題』なる存在者が言語行為から独立したものとしてどこかに浮かんでいて、主張されるのを待っている」という既に見た怪しい前提を受け入れることを回避してみせる。

上のような考え方は、「命題の結束性を確保する要素は当の命題の内部にはなく、その外部にある。それはすなわち、私たちの言語行為・心的行為である」という見方を可能にする。これ

¹⁶ このことを「組み合わせ方が3種類しかない中で主張的でも疑問的でも命令的でもない仕方で要素を組み合わせることはできない」という形で捉えてもよいだろう。もちろん、「どのような仕方であるのかはさておき、ともかく組み合わせたのだ」ということだけがわかるような場面はないわけでない。たとえば「アリスはドアを開けて部屋に入った」という文を解釈する際、私たちはそのドアが外開きなのか内開きなのか、あるいは引き戸なのか、またあるいはスイッチを押すことによって開くタイプのものであるのか、といった情報をとりあえず脇に置いて解釈している。ここに見られるのは「開け方はさておき、ともかくドアを開けたのだ」という捉え方である (松田俊介氏 (東京大学) とのパーソナル・コミュニケーションに依拠)。しかしこうした捉え方が可能だからといって、「アリスがどのような開け方でもない開け方でドアを開けた」ということはあり得ない (抽象的にドアを開けてみよ)。「アリスはドアを開けて部屋に入った」という主張が真なのだとすれば、実際の場面でアリスは必ず何らかの具体的な方法でドアを開けているはずである。これと全く同様に、アリスへの指示行為と利口さの表現行為が組み合わせ行為によって命題を成しているのだとすれば、二つのサブ行為は必ず何らかの具体的な仕方で組み合わせられていなければならない。

が「行為タイプ説」の第二の（そしておそらく最大の）利点だ。3種類の組み合わせ方の違いこそあれ、命題を構成する要素同士を組み合わせているのは「関係 R」ではなく他ならぬ私たちなのである。このように考えることで、ハンクスはブラッドリーの後退を回避する。これに加えて、「命題内容」を「行為のタイプ」という十分に客観的な概念として捉え直しているという点で、旧来重要視されてきた命題の客観性 (objectivity) をも確保していると言える。以上のことを考えただけでも、命題を行為タイプとして捉える立場にも一定の正当性があると見て良いだろう¹⁷。

3.2. 平叙文・疑問文・命令文の対応関係をどう捉えるか

議論を一度整理しよう。ここまでには私たちは「約束する」という行為の分析を通じて生じた phrastic——「約束する」／‘promise’ という動詞をその主たる動詞とする平叙文・疑問文・命令文に共通する要素——という概念をどう捉え、どのように理論的基礎を与えるべきか、ということに頭を悩ませてきた。「フレーゲのアイデアである『思想 (thought)』から『提示様式 (mode of presentation)』を取り除いたもの」という意味での「命題」とヘアの言う phrastic とを同一視することは有望に思われたが、この立場は force 乃至 topic から独立したものとしての「命題」という存在者を想定するという点で「ブラッドリーの後退」に蝕まれることとなった。これを回避する代案の一つとして私たちはハンクスによる「行為タイプ説」を概観し、「命題」という概念を各種言語行為・心的行為が属する行為タイプとして読み替えるというアイデアを得た。これが今私たちのいる地点である。

すると私たちとしては行為タイプ説に則ることで、平叙文・疑問文・命令文の対応関係を説明するために当初依拠していた「『約束する』／‘promise’ という動詞をその主たる動詞とする平叙文・疑問文・命令文に共通する要素」という概念を捉え直したいところだが、既に見たように、行為タイプ説においてはこの3者に共通するニュートラルな命題内容を抽出することが許されていない。では私たちは振り出しに戻ってしまったのだろうか。

決してそうではない。行為タイプ説の考え方を組み込むというアイデアは寧ろ、言語行為論的な説明にとって徹頭徹尾その姿勢を崩さないことを可能にするアイデアであるということをご確認ください。まず一般的な事実として、predicative な行為がその充足条件 (satisfaction condition) として真理条件 (truth-condition) を持つように、interrogative / imperative な行為もまたそれぞれに特有の充足条件を持つ (cf. Hanks 2011)。

¹⁷ 行為タイプ説は確かにこのような強みをもつが、「行為のタイプが真理値を持つ」という考えに対してはそれ自体がカテゴリー・ミステイクであるという指摘がある。これは理想言語学派に属する論者が「真偽とは文や命題の属性ではなくそれをういた言明行為 (statement) の属性である」という立場を取りがちな日常言語学派の論者に対して再三指摘してきた論点であり、「客観的对象としての命題」がどういうわけかどこかしらに浮かんでいるという見方を多くの論者が（渋々）受け入れてきた理由でもある。これに対しては特に Soames (2019) が応答しているが、すぐに決着のつくような問題ではないため本稿では取り扱わない。

[応答条件／Answer-hood Condition]

全ての interrogative な行為タイプのトークンが「応答される」のは次のとき、かつそのときのみである：それを構成するサブ行為を組み合わせる行為が predicative なタイプに属するという点においてのみ異なる行為タイプのトークン、もしくはそれを否定するという行為タイプのトークンが遂行されるとき。

[服従条件／Obedience Condition]

全ての imperative な行為タイプのトークンが「服従される」のは次のとき、かつそのときのみである：それを構成するサブ行為を組み合わせる行為が predicative なタイプに属するという点においてのみ異なる行為タイプのトークンの遂行が真となるようにその addressee が行動する／世界がそのようになるとき。

単純な Yes-No 疑問文であれ間接疑問文であれ、アリスが利口であるかどうかを尋ねるようなタイプ (?<Alice, CLEVERNESS>) に属する言語行為を向けられたとき、私たちはアリスが利口であると主張するか、そうでないと主張するかによってしかその質問に答えることはできない。もちろん「分からない」と答えることもできるが、その場合には質問者の疑問は解消されないだろう。この意味で、?<Alice, CLEVERNESS> のトークンに応答するには、ト <Alice, CLEVERNESS> に属する言語行為を遂行する必要がある、かつ、そうすれば十分であるといえる¹⁸。これが「応答条件」である。ここで重要なのは、応答条件を満たすにあたっては必ず「文法的に対応する平叙文」を用いなければならないというわけではなく、ト <Alice, CLEVERNESS> というタイプに属する言語行為（あるいはそれを否定する言語行為）であれば何でも良いということである。そしてこの「条件を満たすためになされる行為が適切なタイプに属してさえいればそのやり方は何でも良い」という特徴は「服従条件」にも当然当てはまることだろう。

上の各種充足条件は「3つの行為タイプ間の対応関係を記述したもの」にほかならない。そしてこれを所与のものとしてよいのであれば、ある平叙文からそれに「対応する」疑問文を生成するという統語論的な操作は、「その文の（内容としての）phrastic を変えずに（ムードのサインとしての）tropic を書き換える」という操作というよりも寧ろ、「その文を発話することで

¹⁸ ビルの「アリスは利口なんだろうか？」という独り言に対して隣の席のキャサリンが「アリスは利口である／利口でないと信じる」という心的行為を行ったとしてもビルの疑問に答えたことにはならないのだから、応答として遂行される行為がト <Alice, CLEVERNESS> に属するというだけでは**不十分である**ように思われるかもしれない。またあるいは、わざわざキャサリンによってアリスが利口であるということが主張されなくとも、単にアリスが利口であるということを示す出来事をビルが経験することで「アリスは利口なんだろうかと思う」という心的な質問行為に対する応答条件が満たされることもあるのだから、ト <Alice, CLEVERNESS> に属する行為が応答として遂行される**必要すらない**と思われるかもしれない。しかし、本稿の規定する応答条件において「応答として為される述定的行為」の行為主体は指定されていない。それゆえその行為主体は質問者本人であってもよい。前者の場合に応答条件が満たされていないのは、そもそもキャサリンとのコミュニケーションが成立していないためにビルがト <Alice, CLEVERNESS> に属する心的行為（例えば「信じる」など）を遂行していないからであって、後者の場合に満たされるのはビルが経験に基づいてト <Alice, CLEVERNESS> に属する心的行為（例えば「判断する」など）を遂行したからである。

なされる言語行為が属することになる行為タイプを変換する」という操作として捉え直すことができる。そしてその操作の「意味」は——「約束する」という語に対してヘアが行ったのとちょうど同じように——次のような形での定式化が可能だということになる：

ある平叙文に対してそれと文法的に対応する疑問文を生成するという操作を加えることは、「操作適用後の文を適切な文脈において発話すること」が「操作適用前の文を適切な文脈で発話すること」がすなわちその応答条件を満たすことであるような言語行為を遂行すること」であるということになるような属性を、当の文全体に付与する。

これはすなわち、「約束する」という言葉の意味（の一部）を言語行為論的な立場から説明するのと全く同じ仕方で、統語論的な操作の「意味」（の一部）をも説明できるということにほかならない。つまり、私たちは今や 1.3 節に示したヘアの二段階の分析——「第一に ‘promise’ の意味の一部を「約束の tropic を文に付与する」という形で理解し、第二に疑問文を用いた言語行為がどのようなものであるのかを知る（＝文の phrastic の共通性を理解する）、という二段階の理解」——の二段目をも、言語行為論的な方針に従って定式化できるということである（Hare 1970 が「言語行為には「種」と「類」が存在する」ということが重要だと零しているのは、このことが念頭にあってのことであったのかもしれない¹⁹）。

ここで問われるべきは、平叙文とそれに対応する疑問文との関係を「phrastic、あるいは『客観的対象としての命題』の共通性」として捉える立場と、私たちの立場：ある文を用いた言語／心的行為ともう一つの文を用いた言語／心的行為とがそれぞれの属する行為タイプ同士が「充足条件」によって緩やかに連関しているということを理由に対応関係を持つと捉える立場とではどちらがより「怪しい」のか？ ということであろう。前者にコミットする限り「『命題』なる客観的存在者」を所与のものと考えざるを得ないのに対し、後者に立脚する理論家が所与とするのは「充足条件による 3 タイプ間のつながり」である。このように対比すると、「現に共同体における慣習的行為の実践がある」ということに基盤を置いた説明、すなわち言語行為論的な説明を目指していた私たちが与すべきはやはり後者であるということになる。

¹⁹ ヘアは次のように零している。

「「The cat is on the mat.」といった発話において動詞が直説法に置かれているということが意味するのは、そうでないことを示す文脈上の証拠がない限りは、我々が「主張」と呼ぶ言語行為類に属するものの一つをその話し手が遂行しているということだ。この類に属する種としては言明、陳述、推測などといったものが挙げられる。今ここでこの類／種を十分正確に特徴づけるということははしないが、近年この事実を無視した説得力のない議論が散見されるので一つ言っておくと、こうした類と種の両方が存在するというのは非常に重要な事実である。」（Hare 1970: 7; 拙訳）

“[T]he fact that, in an utterance like “The cat is on the mat,” the verb is indicative tells us, in the absence of certain contextual counterindications, that the speaker is performing one of the genus of speech acts which we may call “assertions.” Species of this genus are: statements, declarations, guesses, and so forth. Although this is not the place to characterize either the species or the genus as accurately as they need, it is very important that there are both species and genera of speech acts; some weak arguments have recently been founded on the neglect of this fact.”（Hare 1970: 7）

以上を踏まえると、少なくとも表1の下半分は改訂しておかねばなるまい。

表2: 改訂された概念

	“Alice is clever.”	“Is Alice clever?”	“Alice, be clever!”	“If Alice is clever, ...”
tropic	主張	疑問	命令	主張
neustic	本気で言っている	本気で言っている	本気で言っている	本気で言っていない
propositional content	⊢ <Alice, CLEVERNESS>	? <Alice, CLEVERNESS>	! <Alice, CLEVERNESS>	~⊢ <Alice, CLEVERNESS> ²⁰

ここでも、灰色に塗られていない行は「文の属性」、灰色に塗られている行は「文の発話の属性」として理解されたい。行為タイプ説を組み込むことにより、私たちは phrastic (あるいは force から独立した客観的対象としての proposition) と force とが不可分であるという立場を取ることとなった。そうである以上は、phrastic と force の行を分割するのではなくハンクス的な意味での ‘propositional content’ としてかくの如く統合すべきであろう²¹。

4. 補文標識に反映される「ムード」をどう理解すべきか

さて、本節で私たちは、前節の改訂された道具立てを用いて、「約束する」／‘promise’ という語を含んだ文、およびそれを発話することでなされる言語行為を改めて分析し、表1のもう半分の改訂を目指すことになる。そこで依拠するのが行為タイプとしての ‘propositional content’ であるからには、この再分析・改訂は必然的に、約束するという行為がどの行為タイプに属するのかを特定するという作業を含むということになり、それゆえ実質的に「論点Ⅱ：約束の tropic によって示される「約束のムード」とは結局のところ何なのか。」に対する回答となる。なぜなら、propositional content はそれを組み上げる行為が持つ force と不可分であり、かつその force とは言語／心的行為が属するタイプのことであり、そしてその意味でのタイプは命題的な言語／心的行為を報告する際に用いられる補文標識に対応しており、さらに補文標識はそれ自

²⁰ ここでは、if節への埋め込みによって生ずる「本気で言っていない」という neustic の影響により、元々あった force が「キャンセルされている」ということが「~」を ‘⊢’ の左側に付す」というハンクス流の記法で表現されている。この「force のキャンセル」という概念の内実に関しては5節で改めて取り扱う（つまり、「論点Ⅲ：ネガティブな neustic による force の削除とはつまり何なのか。」に対する回答は5節で得られる）が、さしあたっての理解のために簡単に述べておくと「述定的な force は確かにそこにあるのだけれども、その force の責任主体として話し手が振る舞っていない（つまり本気で predicate せず、predicate するフリをしている）」ということが force cancelling の内実であると本稿は考える。このように考えることで「force 抜き言語行為」のような怪しい概念を立てずに済むからである。

²¹ 表1の段階では、‘force’ の行をオースティンの言う「発語内行為」を表すものとして用意していた。これに対して、content-force 二分法の棄却によって content と統合される force はフレーゲ的な意味での force である。このことから、行為タイプ説を取り入れたことを理由にして表1の phrastic の行と force の行とを統合することはある種のカテゴリー・ミステイクであるように思われるかもしれない。しかし、content-force 二分法を棄却するにあたってハンクスが依拠したのは、言語行為と心的行為とを包括する意味での「行為タイプ」である。従って、行為タイプ説の言う「content と不可分なものとしての force」は、その言語行為的な側面がオースティンの意味での発語内行為を、その心的行為としての側面がフレーゲ的な意味での force をそれぞれ射程に収めていると考えられるため、表2のような統合には問題がないように思われる。

身が導く(補)文の「ムード」と同一視されるものであるからだ。命題内容の特定=forceの特定=補文標識の特定=補文のムードの特定、というわけである²²。たとえば、下の(13a)を発話する話し手が遂行することになる行為は「ビルがアリスが利口だということを主張したということ」を主張すること」だ。

(13) a. Bill asserted that Alice is clever. (作例)

b. † <<Bill, ~† <Alice, CLEVERNESS>>, ASSERT>

この行為が属するタイプを上記の方針で特定したものが(13b)だ；まず(13a)の主たる動詞‘assert’がthat-節を自身の項としているため、ここにおける‘assert’という動詞が話し手によって発話されることで表されるビルの「アリスが利口だと言う」という行為は述定的な行為タイプ、すなわち † <Alice, CLEVERNESS> に属すのだと分かる。次に、この特定によりその行為と行為主体ビルとの二項関係 (<Bill, ~† <Alice, CLEVERNESS>>) を考えることができ、その二項関係を動詞‘assert’の発話 (ASSERT) が表現しているという分析が得られる (<Bill, ~† <Alice, CLEVERNESS>>, ASSERT)。さらに(13a)全体を発話する話し手が行う言語行為は「主張」であるから²³、その行為全体としては述定的な組み合わせ行為タイプに属するということになる († <<Bill, ~† <Alice, CLEVERNESS>>, ASSERT> = (13b))。

ここで注意すべきは、(13a)の話し手はその補文の内容にあたるもの(アリスが利口だということ)を提示こそすれ、主張はしないということだ。あくまでもそのことは「ビルが主張したこととして」提示されるのみである。これはつまり、ヘアが言うところの neustic——本気で言っているのかどうかを表すサイン——が当の補文を主文として発話する場合から変化しているということにほかならない。このように、「補文として埋め込む」という操作はほとんどの場合²⁴、if-節への埋め込み同様ネガティブな neustic となり、その補文を主文として発話することで為される(あるいは為された)命題的行為を話し手自身ではない誰か(この場合はビル)に帰属させる働きを持つ。(13b)に含まれる‘~’は、その右側にある‘† <Alice, CLEVERNESS>’が話し手ではなくビルに帰されているということを手クス風に表記したものである。

²² もちろんこの4者はその提示のされ方(mode of presentation)においては異なる。

²³ このことは、言うまでもなく(13a)を補文として埋め込んだ際に現れる補文標識を観察することによって特定されるが、説明が煩瑣になるので省略した。

²⁴ 例えば‘know’/「知っている」や‘discover’/「発見する」といった、所謂「叙実前提」をもつ動詞は例外である。「ビルは地球が丸いということを知っている/発見した」と発話した場合、主文全体によって表される事柄のみならず補文の表現する「地球が丸い」ということもまた話し手は事実として提示することになる。こうした「前提による事実の提示」は厳密には主張行為ではないが、「事実として提示している」という点では変わらないため、neusticを捉えようとするばおそらく「本気で言っている」と考えざるを得ないだろう(「ビルは地球が丸いと思ってるよ。私はそうは思わないけど。」には何の問題もないが、「#ビルは地球が丸いということを知ってるよ。私はそうは思わないけど。」は極めて奇妙である)。本稿はこの種の前提をもつ動詞は例外として傍に置いて議論を進めることにする。(ひょっとするとこれには、「地球が丸いということを主張しよう」と意図する」ということはできても「#地球が丸いということを知ろうと/発見しよう」と意図する」ということができないということが関係しているかもしれない。意図することができないからには「知る」「発見する」は(少なくとも純粋には)行為ではないということになり、そうだとすれば、叙実前提を喚起する動詞を傍に置くことは本稿の議論にとって特に有害ではないと言えるだろう)

上記が、約束行為が属する行為タイプの特定にあたってここで依拠しようとしている方法論の概略である。この方法論は機械的でわかりやすいという側面を持つものの、そうであればこそ、仮に複数の補文標識が出現しようというようなことがあればその補文が表す行為のタイプ決定に関して無力である。そして現にそうしたケースは存在する。特に、自身の項として that-節補文と to-不定詞補文の両方を許容する動詞が一つならず存在するという事実には言語学者ならば誰でも思い当たるだろう。この種の動詞に関しては主に統語論の分野で “raising/control predicate” の名の下に行われた浩瀚な研究が存在する (Postal 1978, Ruwet 1991, Pollard and Sag 1994, Borsley 1999, Sag and Wasow 2003, etc.) が、そうした動詞は、本稿が問題としている3種類の命題的行為タイプに属する言語行為・心的行為を表す動詞——以降簡単のためこれを「態度動詞 (“attitude verb”; Hanks 2015: 149, 169, 182, 185, 198)」と呼ぶことにする——の中にも多くある。たとえば ‘expect’, ‘order’, そして ‘promise’ がその例だ ((17), (18) はその例でないものを比較のために並置したものである)。

- | | |
|---|------|
| (14) a. Alice expected that Bill would pay her back. | (作例) |
| b. Alice expected Bill to pay her back. | (作例) |
| (15) a. Alice ordered that Bill pay her back. | (作例) |
| b. Alice ordered Bill to pay her back. | (作例) |
| (16) a. Alice promised Bill that she would pay him back. | (作例) |
| b. Alice promised Bill to pay him back. | (作例) |
| (17) a. Alice asserted that Bill paid her back. | (作例) |
| b. ??Alice asserted Bill to pay her back. | (作例) |
| (18) a.*Alice wanted that Bill (should) pay her back. | (作例) |
| b. Alice wanted Bill to pay her back. | (作例) |

伝統的な統語論において、(14) は “raising” 構文として、(15), (16) は “control” 構文として分析されてきた (詳細は 4.2.1 節で述べる)。Hanks (2015) は「態度動詞と補文標識によって表される行為タイプとのミスマッチ (“a mismatch between an attitude verb and the type expressed by its complement”; *ibid.*: 169)」と称してこうした事例に言及しつつも特に説明を与えておらず、主文の態度動詞が「補文の表す行為のタイプを適切なタイプへと強制的にシフトさせる²⁵」という謎めいた記述を残すに留まっている。ハンクスとしてはこの「強制的なタイプ・シフト」により補文標識が一意に定まり、補文標識に基づいた上記のタイプ分類法が有効になると考えてい

²⁵ “This [‘Obama believes Clinton to be eloquent.’ という例文で起きている補文標識と行為タイプとの間のズレを指している] is another instance [この引用箇所の直前で取り扱っている ‘Obama knows whether Clinton is eloquent.’ を念頭に置いた ‘another’ である] of the more general phenomenon in which there is a mismatch between an attitude verb and the type expressed by its complement. In all of these cases, the attitude verb forces a shift over to the appropriate type of content, which is obtained by substituting one type of combinatorial act for another.” (Hanks 2015: 169; 下線による強調と括弧による注意書きは引用者による)

たようであるが、この「タイプ・シフト」が可能であるためには補文標識に基づいたタイプ特定を経ずに初めから「適切なタイプ」がわかっていなければならず、論点先取の疑いが濃厚にある。本節ではこれを避けるという意味でも、raising/control に対する Langacker (2010) による説明を流用することで (14), (15), (16) の「ミスマッチ」はそれぞれ異なるステータスを持つということを示し、それにより上記の方法論に従った行為タイプの特定を有効なものとする。

4.1. 補文の形式と話し手の態度との関係

R. W. Langacker は 20 世紀後半から今日に至るまで、言語現象一般を人間の基本的認知能力に尽く基づいて説明せんとする立場を標榜し、ここまでに見た言語行為論・フレーゲ意味論・行為タイプ説などといった文脈とは独立に自身の文法理論——「認知文法 (Cognitive Grammar)」——を発展させてきた。「約束する」/‘promise’ という語に対する徹頭徹尾行為論的な説明を試みてきた私たちがラネカーの「認知的な」考え方を援用するのは唐突に思われるかもしれないが、「補文標識という言語形式に行為主体の態度が反映され(てい)る」という説を受け入れている私たちは、実は既に彼の立場に片足を突っ込んでいると言える。なぜならラネカーの立脚する理論は、ここで言うような「主体の態度」を含む広い意味で、主体のあらゆる認知の在り方が遍く言語現象に反映されていると考える理論であるからだ。

就中 Langacker (2010) による原形不定詞補文・to-不定詞補文・that-節補文に纏わる議論は本稿の議論に高い親和性を示す有用なものである。

- | | |
|--|-------------|
| (19) a. She {made / let / had} him close the window. | [effective] |
| b. She {saw / heard / watched} him close the window. | [epistemic] |
- (Langacker 2010: 167)

まず (19a, b) に見るように、所謂「使役動詞」と「知覚動詞」両方の補部に原形不定詞補文が出現するという事実にはラネカーは注目する。(19a) のような「使役」のケースにおいては、主文主語 ‘She’ の指示対象²⁶が目的語 ‘him’ の指示対象に何らかの仕方で「直接的に (directly)」働きかけることで目的語の指示対象が窓を閉めるという結果を「引き起こすこと (causation)」までがその意味に含まれている。ここからラネカーは、補文によって表されるべき出来事が主文の主語あるいは目的語の指示対象と「直接的な」関係を持つ場合に原形不定詞補文が選択されるという仮説を立て、(19b) のような「知覚」のケースもまたその一例であると分析する。(19b) が表している事柄は、主文の主語の指示対象による「主文の目的語の指示対象が窓を閉めると

²⁶ 3 節までの私たちの立場に則れば、言語表現がひとりでに何かを指示するということはなく、寧ろその言語表現を用いることによってその何かを指示するという行為のタイプに属する行為を当の言語表現の話し手が遂行するのであるから、この註の付されている箇所は、より厳密には「‘She’ という語を主文の主語として用いることによって話し手が指示するところの対象」と言うべきところである。とはいえ全ての場面でそのような表記をするのは些か煩雑であるから、これ以降では「主文主語の指示対象」やそれに類する言い方を上のような趣旨のことを略記したものとして用いることにする。

いう場面」の知覚が「直接的である」という点において、「使役」のケースと共通すると考えるというわけである。このように捉えると両者の相違点は、そこに表現されている「直接性」が、当の文の話し手にとっての現実に対して主文主語の指示対象が実質的な影響を及ぼす——“effective”／実効的な——側面の強いものであるか、あるいは当の文の話し手および（話し手にとっての）主文主語の指示対象による現実の認識に関わる——“epistemic”／認識的な——側面の強いものであるかという点として捉え直される²⁷。

上のような二面性を持つ「直接性」をその意味的特徴とする原形不定詞補文に対し、ラネカーの考えでは、to-不定詞補文と that-節補文は主文主語あるいは目的語の指示対象との関わりが寧ろ「直接的でない」ということをその意味として持つ。

- (20) a. I saw him be abusive toward his wife.
 b. I saw him to be abusive toward his wife.
 c. I saw that he was abusive toward his wife. (Langacker 2010: 180)
- (21) a. I let him be abusive toward his wife.
 b.*I let him to be abusive toward his wife.
 c.*I let that he was abusive toward his wife. (Langacker 2010 を基に作例)

(20), (21) を比較すると、「実効性」を意味しない ‘see’ は自身の項として 3 種全ての補文を許容するが、「実効性」をその意味として持つ ‘let’ は to-不定詞補文・that-節補文を許容しないということがわかる。ここで、「人に働きかけて何かを {させる／させてあげる／してもらう}」という場面一般において、その「働きかけ」によって「引き起こされる」ところの出来事 (event) はそれ自身を引き起こす「働きかけ」に対して「直接的」な関係を持つていなければならないということを疑わないのであれば、(21b, c) のアスタリスクは「to-不定詞補文・that-節補文は自身が表している出来事を、主文が表す出来事に対して直接的でない関わりを持つものとして関係づける」ということを示す証拠として捉えられよう。言い換えれば、‘let’ がその意味として持つような種類の——つまり他者を使役するという場面において立ち現れるような——「実効性」が to-不定詞補文・that-節補文の意味する「非直接性」を阻んでいるという図式が浮かび上

²⁷ ここで敢えて「側面が強い」という表現を用いたのは、ラネカーも指摘するように「実効的」な関係であってもそこには補文が表す事態に対する主文主語の指示対象による認識が伴われていることが多いからだ。「ある人物 A に対して働きかけ行為 c を遂行することで行為 r を遂行してもらう」というような複合的な行為が成立した場面においては特に、「その複合的な行為の主体は少なくとも A が r を遂行するよう意図して c を遂行しており、かつ、その意図を認識されようと意図しつつ c を遂行しており、かつ、後者の意図が達成されることによってこそ前者の意図が達成されるように意図しつつ c を遂行していなければならない、それに加えて、そうした複合的な意図を伴って為される c が A に現に差し向けられたということが少なくとも要因の一つとなって A が実際に r を遂行するの でなければならず、さらには c の行為主体は今このカギカッコの内部で述べていることの全体を知りつつ (knowingly) 当の行為を行うのでなければならない」。少なくともそうでなければ、典型的な事例とは言えないだろう。ここにおける「一連の把握」が、「実効的」であるというよりも寧ろ「認識的」であるということは言うまでもないだろう。それゆえ動詞が持つ意味における「実効的 vs. 認識的」という概念的な対立は、多くの場合「実効的かつ認識的 vs. ほとんど実効的でなくかつ認識的」という対立であると考えられるほうがより正確である。

がるということだ。ひとたびこの仮説を受け入れると、(20b, c)における to-不定詞補文・that-節補文もまた「非直接的な関わり」を表していると考えられることになる。‘let’ と違って「認識的な」側面の強い ‘see’ は、その実効性の低さ故に自身の項である ‘I’ の指示対象に対して謂わば「一歩引いた」見方を許してくれるというわけである²⁸。

では to-不定詞補文と that-節補文を分かつ特徴はどこにあるのだろうか。すぐに思いつくのは、後者がその内部に時制標識を持つのにに対して前者はそうではないという点であろう。たとえば (20c) では「彼が奥さんに DV をしていた」とでもいうべき内容をもつ補文の内部において述語 ‘be abusive’ が過去時制に置かれているが、他方で (20b) の to-不定詞補文においてはその名の通り ‘be abusive’ の時制が定まっていない。こうした「時制が定まっているか否か」という文法上の差異を——「認知文法」の一般の方針に従い——それが表す概念の差異の反映として捉えるとするならば、二つの補文の差異を概念的に説明することが可能になる。ラネカーは時制標識や所謂「命題態度」を表す助動詞 (‘may’, ‘must’, など) が表す意味を「位置付け (grounding)」という概念を用いることで統一的に説明しようとする。「位置付け」とは、ある出来事 (event) の生じた／生じるのが「いつ・どこで・どの世界において」なのかを、その出来事を言語的にあるいは心的に表象したその瞬間・その位置・その世界に関して相対的な仕方では捉えることのことを言う。それゆえこの「位置付け」という概念は、「現在のなか、過去のなか、未来のなか」という時間的な位置関係のみならず、「現実の話のなか、仮定の話のなか」「必然的にそうなのか、そうであることが可能なだけなのか」といった話し手の認識的態度 (epistemic stance) もその射程に含む。たとえば言語／心的行為としての「アリスは利口だ」「アリスは利口だった」および「もしアリスが利口ならば、試験にパスするだろう」の下線部は、それぞれ同じ出来事を表象しつつもその位置付けが互いに異なる例である。話し手は前二者の内容を「現実のこととして」語る一方で後者を「仮説の一部として」語り、「アリスは利口だった」を「過去のこととして」語りつつ残り二つを「現在のこととして」語る。これらは全て発話時点とそれを含む世界から見た相対的な位置関係を反映しているという点で「位置付け」の問題なのである。「位置付け」をこのように理解すると、to-不定詞補文と that-節補文に見られる時制標識の有無は、その補文によって表されている出来事ないし過程の位置付けの有無の反映として捉えられることになる。

²⁸ ここにはもちろん「『使役における実行的な関係』はその成立に『直接性』を必要とするが、『認識的な関係』の成立に『直接性』はあってもなくてもよい」ということが前提されている。本文で傍点を振った箇所が示唆するように、この前提を仮に疑うのであれば、この段落で述べていることは全く妥当ではない。とはいえ、ある主体が別の誰かを使役するにあたって何一つ直接的な行為を遂行しない（あるいは現実に影響を及ぼすような直接的な属性を持たない）というのは想像し難い。これに対して、ある主体が自身にとっての現実を認識するにあたってその認識が直接的でなければならないということは全くない（例えば太陽系の重心を直接認識した人物はおそらく存在しないだろうけれど、太陽系の重心がただ一点のみ存在するということは多くの人の「知っている」ことであろう）。このことを考えると、上記の前提を疑う理由は今のところないように思われる。

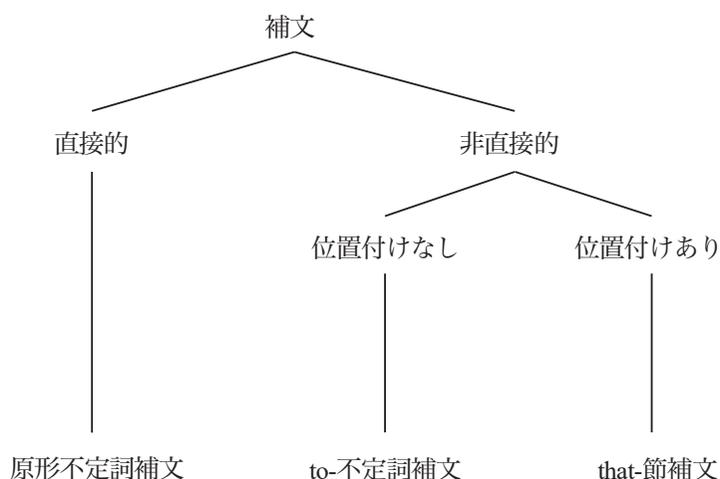


図 1: 補文

3種の補文を分類する基準が出揃った。これを模式的に表したものが図1である。ここで「位置付け」「(非)直接性」という概念と私たちが3節までに見てきた議論とを擦り合わせておこう。行為タイプ説に従えば、that-節補文がまさにそのような形をしているということが示すのはそれを含む主文を発話することで報告されるところの他人の言語／心的行為が述定的なタイプに属するということなのであった。すると that-節補文の「内容」を正しく理解するためには、そこに報告される言語／心的行為の主体を臆げなりとも想定する必要があるということになる(行為主体を一切想定せず行為だけを想定してみよ)。これは蓋し「把握されたプロセス(“apprehended process”; Langacker 2010: 180)」の「位置付け」の成否が問題となるような場面で当のプロセスを把握する「概念化主体 (conceptualizer)」の存在を想定することが不可欠であると考えられるラネカーの提案²⁹と実質的に同じものである。というのも、「概念化」は(おそらく)心的行為であり、かつ、概念化の中でも「出来事を自身にとっての現実として概念化する」という種類のもの——すなわち「現実への位置付け」——は明らかに述定的な心的行為であるからである。

このような対応関係を考えると、that-節補文ひいては to-不定詞補文がその意味として持つ「非直接性」を、その補文に {によって表象されるところのプロセスを把握する／を用いて報告されるところの心的な命令行為あるいは述定行為を遂行する} 主体を想定することと表裏一体

²⁹ Langacker (2010) はこの考え方がこれといった正当化なしに提案されたものであるということを随所で認めている。特にわかりやすいのは次の箇所と、そこに付された脚注である。

“[...] I propose that an infinitival complement represents an apprehended process [...], where the apprehension in question is not just perceptual but mental in a restricted sense.” (ibid.: 180; ボールド体による強調は引用者による)

“This is a non-obvious claim that I cannot justify here in any detail. The following discussion should at least make it plausible, however.” (ibid.: 180; 上記箇所付された脚注として)

本節は、上記の「提案」とは異なる文脈の下に提出されたハンクス説をラネカー説へと接続することで、この提案をさらに“plausible”なものとするを意図して執筆されている。

の関係にあるものと見做すことが可能になる。そして反対に「直接性」とは、「そうした別の主体を想定することなしに成立する関係」のことであるということになろう。この見方は、ラネカー説とハンクス説との相補的關係を浮き彫りにする。すなわち、ラネカーの言う「非直接性」をサポートする考え方としてハンクスの言う「content と force の不可分性」（ある補文を用いて報告される命題的な行為（のタイプに属する行為トークン）の背後に当の行為の主体が必ず存在するということがあり、ハンクスが原形不定詞補文を命題的行為タイプを表すものと考えなかったこと理由としてラネカーの言う「直接性」（人を使役したり出来事を知覚したりする場面においてその使役／知覚行為の主体が自身と異なる主体を想定する必要がないということ）があるということである。こうした互いに互いをサポートし合う関係が見て取れるということを考えてだけでも、両者を統合することは理に適っているだろう。

4.2. 命令か述定か

ラネカー説の一部をヘア=ハンクスの文脈に組み込むことの正当性が擁護された。そしてその道すがら、私たちは補文を項とする動詞をその主たる動詞とする文を概念的に分析しうる二つの物差しを手にはしている。すなわち、①動詞が表す言語／心的行為が実効的な (effective) 側面の強いものであるか認知的な (epistemic) 側面の強いものであるかという基準、②原形不定詞補文・to-不定詞補文・that-節補文というそれぞれの形式一般が持つ意味的な特徴（図1に纏めたもの）の二つである。本節ではこの道具立てを用いて、先に見た「態度動詞」に見られる補文標識と行為タイプとの「ミスマッチ」の事例を分析し、それによってその種の態度動詞——特に ‘promise’——が表す言語／心的行為が属する行為タイプを特定することを試みる。

4.2.1. 繰り上げとコントロール

ラネカーが用意してくれた①②の物差しは、彼自身の理論の性格からして、A. N. Chomsky に端を発する伝統的な統語論へ向けたアンチ・テーゼを構成するための理論的道具立てとしての色合いが強い。この節では特に、チョムスキー派統語論による to-不定詞補文の分析に対するラネカーなりの代案を確認することで、①を態度動詞の分析に転用するための予備的考察に代える。（物差し②の役割に関しては5節で触れる）

- | | |
|---|------|
| (22) a. Alice seems to take a vacation. | (作例) |
| b. It seems that Alice takes a vacation. | (作例) |
| (23) a. Alice wants to take a vacation. | (作例) |
| b. *It wants that Alice takes a vacation. | (作例) |

チョムスキー派統語論では、to-不定詞補文を項とする述語の中には「繰り上げ」／‘raising’ と呼ばれる統語論的操作の結果としてそうになっているものとそうでないものがあると考えられてきた。例えば (22) において、第一に (22a, b) が相互にパラフレーズ可能であり、第二に (22a)

の主たる動詞 ‘seem’ の主語位置にある ‘Alice’ の指示対象は「休暇を取る」という行為の主体であって「seem すること」の主体ではない。この二つを考えると、(22a) における ‘Alice’ は、もともとは [Alice to take a vacation] という形で補文の主語位置にあったものが主文へ「繰り上げられた」結果そこにあるものであると考えられる³⁰。これに対し (23a) の ‘Alice’ は、そもそも (23a) から (23b) への書き換えができないということを考えると、少なくとも (22) と同じ統語論的操作によって得られたものではなさそうである。意味の面から考えれば、(23a) の主文主語 ‘Alice’ の指示対象は ‘want’ によって表される心的行為の主体であるのだから、‘Alice’ は繰り上げ操作の結果そこにあるというよりも寧ろ初めから主文主語の位置にあると考えるのが妥当であろう。では「休暇を取る」主体もまたアリスであるということを何によって保証するのかといえば、‘want’ の導く to-不定詞補文の主語位置には「発音されない照応詞」があり、それが主文主語 ‘Alice’ を先行詞としていると考えるのが通説となっている。このことを「主文主語が補文の発音されない照応詞をコントロールする」と呼ぶ。以上を模式的に書くと次のようになる。

(22') seem [Alice to take a vacation] → Alice seems [*t* to take a vacation]

(23') Alice_{*i*} wants [PRO_{*i*} to take a vacation]

(22') における ‘→’ は「繰り上げ」操作を表し、イタリック体の ‘*t*’ は「繰り上げ」操作の結果空席となった位置——所謂「痕跡」——を表す。(23') における ‘PRO’ は前述の「発音されない照応詞」であり、‘Alice’ と ‘PRO’ に付された下付き文字 ‘*i*’ は二者が同じものを指すということの意味している。このように、raising 操作の結果として生成される文——繰り上げ構文——における to-不定詞補文と control の関係が見られる文——コントロール構文——におけるそれとは、統語論的に性質の全く異なるものとして理解されてきた。そしてこの全く異なる構文のどちらを認可するかによって、to-不定詞補文を（見かけ上の）項としうる述語が二分される（“raising predicate” vs. “control predicate”）と考えるのがチョムスキー派統語論のアイデアである。

上記のような考え方に対しラネカーは、raising predicate と control predicate とは明確に二分されるようなものではなく、その典型的な事例を両極としたグラデーションを形成しているという立場を取る。その根拠となるものの一つ（とラネカーが考えていると思われるもの）が次のような事例だ。

(24) a. *She promised to study hard.*

[effective (commitment)]

³⁰ チョムスキー派統語論では一般的に、ある名詞句が「まさにこの属性を与えた動詞によって表現されるプロセスにおいてまさにこの属性を付与された名詞句の指示対象がどのような役割を果たすことになるのかを示す属性」——これは「意味役割 (semantic role)」と呼ばれる——を得るにあたって、その名詞句と動詞は同じ動詞句の構成素 (constituent) を成していなければならないと考える。この脚注の付された箇所で行われている推論は、このことを前提にしている。

b. *She promises to become a world-famous scientist.* [epistemic (prediction)]

c. *There promises to be a lot of controversy on this issue.* [epistemic (“raising”)]

(Langacker 2010: 194; 斜体・ブラケットによる注釈は原文ママ)

(24') a. *she_i promised [PRO_i to study hard]*

b. *promise [she to become a world-famous scientist]*

→ *she promises [t to become a world-famous scientist]*

c. *promise [there to be a lot of controversy on this issue]*

→ *there promises [t to be a lot of controversy on this issue]*

(24) を敢えて統語論的に分析するならば (24') のようになろう。すると (24'a) のようなコントロール構文と (24'b, c) のような繰り上げ構文とを認可するという点で、‘promise’ は control predicate でも raising predicate でもあるということになる。このことを考えただけでも、二者が明確に二分されるという考えには問題があるということが了解される。一つの述語の用法においてすら揺れがあるのだから、況や述語一般においてをやというわけである。

ラネカーの見立てによれば、こうした「揺れ」は統語論の問題というよりもむしろ歴史的な「意味の漂白 (bleaching)」の結果である。まず事実として、ある人が誰かに何かを約束するとき、その人物は自身が約束するところの何かを将来的に実現することを請け負わねばならなくなる。この点で約束という行為はその主体にとっての現実に対して実質的な影響を及ぼす行為、すなわち「実効的」な側面の強い行為であると言える。そして脚注 27 でも触れたように、実効的な行為は一般に、それを遂行する際に伴われる意図やその行為の対象、およびその行為の結果として生ずる効果などといったことの全体を当の行為の主体が把握した上で「それと知りつつ (knowingly)」遂行される。このことから、約束という行為は「実効的」な側面のみならず「認識的」な側面も持ち合わせていると言えるだろう。すると動詞 ‘promise’ は——「約束行為を表すために用いる用法をその最も基本的な用法と考えるならば」という留保付きではあるものの——約束行為の実効性と認識性の両面をその基本的な意味に「含んでいる」ということになる³¹。‘promise’ が備えるこうした二面性のうち、「実効的な側面」が強く顕れているのが (24a) のような用法だ。これに対して (24b, c) のような約束行為を表さない (すなわち基本的でない)

³¹ 「それと知らずに」約束することは困難であるし、目の前で行われた約束らしき手続きが「それと知らずに」履行されたものであるということを知っている場合には、それを表すにあたって (24a) のような言い方はせず、「結果として約束したことになってしまった」のように表現するのが誠実な言語使用である。もっと言えば、仮にそうした状況が成立し、約束行為のようなものを行っている主体に認識的把握が伴われていないということが明らに出た場合には、その約束は無効となるのが普通である。もちろん無効にならずに採めることもあるが、そうした採め事の解決のために雇われた弁護士が第一に依拠するのは、約束したとされる人物が自身の約束行為に自覚的でなかったということであるはずである。規範意識の強い人はしばしば、こうした事例を持ち出して「発語内行為の成立に本人の意図など関係ない」ということを強弁するのだが、個人が集団に立ち向かうことの困難さをいくら主張したところで、無自覚な約束が約束の典型例でないということは動かないし、その無自覚さが当の約束を無効にするための論拠となりうるということが共通認識になっているということも動かないだろう。

‘promise’ はまさにそのことによって「実効的な側面」を殆ど意味しなくなっており、それに伴ってその基本的意味に含まれていた「認識的な側面」が前面に出ていると考えられる。ラネカーはこうした意味の差異を、この述語がもともとその意味として持っていた「実効性／認識性」という二面性のうち前者が「通時的に弱化された」あるいは「漂白された」結果生じたものであると捉える。このことと (24') とを総合すると、「述語の実効性の強さがコントロール構文を誘発し、実効性が弱まるにつれて（認識性が相対的に強まるにつれて）繰り上げ構文を認可するようになる」という図式が得られ、これを一般化することで、「**to-不定詞補文を自身の項としうる述語の共時的な分類においても各々の述語が自身の意味としてもつ実効性の大きさをパラメータとした連続体 (continuum) が形成されている**」という見解に至ることになる。

ラネカーのこの見解を受け入れるとすると、態度動詞 ‘expect’ が to-不定詞補文を項とする際の振る舞いが下の (25'a) のように「繰り上げ的」でありうるのは、その意味するところのもの（つまり「予期する」という心的行為）の認識的側面が強いからであるということになり、他方 ‘promise’ が (25'b) の如く「コントロール的」に分析されうるのはこの態度動詞によって表現されるプロセス（すなわち約束行為）が実効的なものであるからだとということになる。

(25) a. *Alice expected Bill to take a vacation.*

b. *Alice promised Bill to take a vacation.*

(Langacker 2010: 203; 斜体は原文ママ)

(25') a'. Alice expected [Bill to take a vacation] → Alice expected Bill [t to take a vacation]

b'. Alice_i promised Bill [PRO_i to take a vacation]

以上の予備的考察により、物差し①:「動詞が表す言語／心的行為が実効的な (effective) 側面の強いものであるか認識的な (epistemic) 側面の強いものであるかという基準」が伝統的な統語論の分析に対する代案として機能しうること、および、(態度) 動詞の統語論的振る舞いにはそれによって表される行為それ自体が持つ概念的な特徴が反映されていると考えることの正当性が示されたと言ってよいだろう。ラネカーの立場からすれば、raising 述語／control 述語という統語論上の区別は寧ろ、その述語が表すプロセスの実効性の程度が文法として結実したものである。

4.2.2. 実効的行為としての命令／認識的行為としての述定

ここからはラネカーではなく本稿の提案である。本稿は「to-不定詞補文と that-節補文の両方をその項とし得る態度動詞」の表す言語／心的行為が命令的なタイプに属するのか述定的なタイプに属するのかを判定するにあたって、前節に見たラネカーの物差し①に依拠することを提案する。

(26) a. Alice expected **that** Bill would pay her back.

(=(14a))

- b. Alice expected Bill **to** pay her back. (= (14b))
 (27) a. Alice ordered **that** Bill pay her back. (= (15a))
 b. Alice ordered Bill **to** pay her back. (= (15b))

既に見たように、態度動詞 ‘expect’ が表す「予期する」という心的行為はその認識的な側面が強いものであり、この動詞を取り巻く統語環境——繰り上げ構文——は予期するという心的行為の「認識的な側面が強い」という特徴の反映として捉えられるのであった。そうだとすれば、‘expect’ という動詞に続く補文の、謂わば「本来の姿」は that-節補文であるという仮説が成り立つ。というのも、チョムスキー派統語論の言うように、(26b) のような繰り上げ構文の主文目的語位置にある ‘Bill’ は、「元々は補文の主語位置にあったもの」であり、かつそうした統語論的特徴はビルが「予期される対象」ではなく「アリスにお金を返す」という行為の主体であるという意味的な事情によってサポートされるものだからだ³²。「元々は」補文の主語位置にあったのだとすれば、自身の主語位置に ‘Bill’ を据える that-節補文こそが ‘expect’ に続く補文の「本来の姿」であり、(26b) のような形はそこから派生したものと見ることができよう。そしてこれとは対照的に、態度動詞 ‘order’ によって意味される「命ずる」という言語行為は、行為主体にとっての現実に対して実質的な影響を与える行為、すなわち実効的な側面の強い行為である。この行為が遂行される場面において、ビルは明らかに「命じられる対象」であると同時に「アリスにお金を返す」という行為の主体としても意図されている。こうした概念的な（統語論的でない）特徴を考えることで、‘Bill’ は ‘order’ の目的語位置に「初めからある」とする統語論的分析の妥当性が支えられることになる。つまり、(27b) の如き to-不定詞補文を含むコントロール構文こそが「命ずる」という行為を他者に報告する際に用いられる文の「本来の姿」であり、that-節補文を取る (27a) のような形式は派生的なものであると考えることに一定の根拠が与えられるのである（実際 (27a) における that-節補文の主たる動詞 ‘pay’ は原形に置かれており、that-節補文を用いたとしても時制標識が不在になる。この時制標識の不在は to-不定詞補文一般がもつ特徴であるところの「位置付けの未完了」を反映していると考えられる）。このように、「ある態度動詞が to-不定詞補文と that-節補文の両方を認可するとき、その動詞によって表される言語／心的行為の認識的側面が強い場合には that-節補文が、実効的側面が強い場合には to-不定詞補文が、当の態度動詞に続く補文の「本来の姿」である」というのが本稿の提案である。

この提案が正鵠を射ているとすれば、私たちが4節冒頭で依拠しようとした「補文標識に基づいてモードを特定する」という方法論が再び有効なものなる。この方法論は「propositional content はそれを組み上げる行為が持つ force と不可分であり、かつその force とは言語／心的行為が属するタイプのことであり、そしてその意味でのタイプは命題的な言語／心的行為を報告

³² 予期されるのはモノではなくコトである。あるいは、(26a) のパラフレーズとしての (26b) に対応する疑問文が ‘Who did Alice expect to pay her back?’ ではないということを考えても良いかもしれない。これは「アリスは誰がお金を返してくれると思っていたの？」であって「アリスはそのとき何を期待していたの？」ではない。

する際に用いられる補文標識に対応しており、さらに補文標識はそれ自身が導く(補)文の「ムード」と同一視されるものである(本稿4節冒頭)」という考えに依拠している。そのため、ある言語/心的行為を他人に報告する際に用いられる文の「本来の姿」を考えることで補文標識を一つに定めることができるのであれば、報告文が複数の補文標識を許す場合の問題はクリアされ、「補文標識に基づいてムードを特定する」という方法論が息を吹き返すことになる。たとえば ‘expect’ は二通りの補文を認可するが、その心的行為が認識的なものであるがゆえに that-節補文を項とするのが「本来の姿」であると考えてというのが本稿の提案なのであった。この提案により補文標識が一つに定まることで上記方法論が適用可能となり、expect という行為は述定的なタイプに属する心的行為であると機械的に判定されることになるというわけである(that-節補文=述定的、whether-節補文=疑問的、to-不定詞補文=命令的、という対応関係を思い出そう)。同様に ‘order’ によって報告される言語行為は、この態度動詞が to-不定詞補文を「本来の」項とするがゆえに、命令的な(imperative)タイプに属するということになる。ハンクスが用いた「強制的なタイプ・シフト」という表現は、最大限好意的に読むとするならば、「言語/心的行為の実効性/認識性は概念的に判定できるのだから、それを表す態度動詞の統語環境も自ずと決まり、to-不定詞補文と that-節補文のどちらが当の行為を報告する際に用いられる補文としてより基本的なものなのかを確定する」という本稿の提案するシナリオが念頭にあっての発言だったと解釈することができよう。

では ‘promise’ の場合はどうなるのだろうか。

- (28) a. Alice promised Bill **that** she would pay him back. (=16a)
 b. Alice promised Bill **to** pay him back. (=16b)

前節で確認した通り、約束するという行為は十分実効的なものである。すると本稿の提案により、コントロール構文である(28b)こそが約束行為を報告する文の形式として基本的なものであるということになり、それゆえ約束行為は命令的な行為タイプに属するということになる。これと同様の見解は Hanks (2015: 195) も示しており、彼は ‘order’ と ‘promise’ との違いはその命令的な行為の結果将来的に何かをせねばならなくなる主体が聞き手なのか話し手なのか異なるという点だけであると考えていたようである³³。命ずるという行為であれ約束するという行為であれ、何らかの主体にとって履行せねばならない義務が生ずるという点では同じタイプに属する行為なのである³⁴。

³³ Hanks (2015: 195) がこのことを述べている箇所の論旨としては、‘Obama ordered Clinton to be eloquent.’ と ‘Clinton promised Obama to be eloquent.’ とを用いて報告される場所の行為はそれぞれの ‘PRO’ の先行詞を考えればいずれも ‘! <Clinton, ELOQUENT>’ という行為タイプに属することになるというものである。そのため厳密に言えば、本稿のような「命令と約束はその行為タイプが命令的であるという点で共通しているが、義務を負うことになる主体が聞き手なのか話し手なのか違う」という語り方をハンクスがしたわけではない。

³⁴ 「ハンクスも ‘PRO’ に依拠した議論をしているのだし、本稿が結局ハンクスと同じ根拠から同じ見解に至るのであれば、実効的だの認識的だのといった議論はなんのためにあったのだ」と思われるかもしれないが、ハンクスによる ‘PRO’ に依拠した説明は「約束行為を行う際に用いられる文を補文として埋め込んだ際には to-

4.2.3. 約束において遂行されるのは本当に命令的な行為だけなのか

約束行為が命令的なタイプに属するというのは、その行為によって一定の義務が生ずるということから確かに頷けるものであろう。しかし本当にそれだけなのだろうか。次の例を見ていただきたい。

- (29) A: アリスは利口だよ。／Alice is clever.
B: 本当に？／Really?
- (30) A: アリスは利口なの？／Is Alice clever?
B: #本当に？／#Really?
- (31) A: アリス、利口でありなさい。／Alice, be clever.
B: #本当に？／#Really?

一般に述定的な行為はその真偽が問題となる。すなわち自身の充足条件として（応答条件や服従条件ではなく）真理条件を持つ。これは私たちが 3.2 節で所与のこととしたことだ。このことを念頭に置いて上記の各「本当に？」を見ると、それらは (29A), (30A), (31A) の言語行為が真理条件を持つのかどうかに対応して自然であったり不自然であったりしているということが確認できるだろう³⁵。以降これを便宜的に「リアリー・テスト」と呼ぶことにしよう。リアリー・テストにおいて、「本当に？」／‘Really?’ と聞き返すことが有意味である場合には聞き返された側の言語行為が真理条件を持ち、そうでない場合には真理条件を持たない。

- (32) A: 私はユニコーンを飼っています。 (=(2c))
B: 本当に？
- (33) A: 傘差し運転は危ないですよ！ (田中太一氏との p. c.に拠る)
B: 本当に？
- (34) A: 絶対返すよ。 (=(2a))
B: 本当に？

(32A) は主張、(33A) は警告、(34A) は約束として意図された遂行発話であるものとして理解さ

不定詞補文と that-節補文の両方が出現しうるが、その本来の形は to-不定詞補文のほうだ」と決めてかかって提出されたものだというのを忘れてはならない。本稿が 4.2.1 節および 4.2.2 節を通して行ったのは、「どうやらハンクスの見立て通り to-不定詞補文のほうが本来の姿であるようだ」と主張するための根拠となりうる議論を提出することである。

³⁵ 「窓開けて」「え、本当に？」という会話は全く自然であるという反論があるかもしれない。しかしこれは、聞き手が窓を開けるということが事実なのかどうかを尋ねているのではなく、「この状況で本当に窓を開けろっていうのか？」だとか「本当に窓開けるよ？ いいの？」などといった類の、「行為の適切性」を確認する目的で行われる質問である。そのため、この反論においては「本当に？」の意味がリアリー・テストにおけるそれと変わってしまっており、実質的な反論になっていないと言える。

りたい。かつ、ここにおける聞き手は話し手の意図を誤解していない（たとえば (33A) を一般的な事実を述べているだけだと思っていたり、(34A) を予言として受け取っていたりはしない）ものと仮定しよう。この仮定の下であっても、(32-34) はすべてリアリー・テストをパスする。すると、**約束するという行為は通常の命令的行為と異なり、真理条件を持つ**ということが導かれる。

では約束は「真理条件を持つ命令的行為タイプ」に属するということなのだろうか。もちろんそういった例外的なカテゴリーを無理やり立ててもよいのかもしれないが、「命令的行為タイプ」という概念のそもそもの成り立ちからして、それが真理条件を持つというのはほとんど語義矛盾に近いと言わねばならない。まず、行為タイプ説に依拠している私たちにとって、述定的行為・疑問的行為・命令的行為の3タイプがその充足条件——真理条件／応答条件／服従条件——によって互いに関係し合っているということは動かし難い第一原理である（そうでないと「命題」なる客観的対象としての存在者を立てねばならなくなり、再びブラッドリーの後退に蝕まれることになってしまう）。この原理は現に成り立っている私たちの日常の実践からの一般化として得られたものであるため、より正確には「経験的に3タイプあると目される行為のうち、服従条件をその充足条件とするようなタイプ」のことを「命令的行為タイプ」と名付けていると言うべきであろう。ひとたびこのことを理解すれば、「真理条件を持つ命令的行為」という表現の奇妙さはたちどころに認識される。ある行為が真理条件を持つのであれば、それは定義上「述定的行為」に分類されるべきなのである。ここに「約束」という行為の特殊性が再び立ち現れる。前節までの議論で、約束行為を他人に報告する際に用いられる補文標識を to-不定詞補文に固定してもなお、約束行為が真理条件を持つという事実は無視できないからである。to-不定詞補文を含むコントロール構文を用いて報告される行為は命令的であるはずなのに、真理条件を持つ行為は定義上述定的であるはずだ。一体どうすればよいのだろうか³⁶。

5. 約束行為の主体は二つの行為を同時に遂行している

いま一度来た道を振り返っておこう。まず私たちは、約束するという行為を言語行為論的に分析するにあたって、ヘア説の ‘phrastic’——文法的に「対応する」とされる平叙文・疑問文・命令文に共通する要素——という概念に一部依拠することになった。しかしこの概念の内実が不明であるという問題が生じたため、本稿は「フレーゲの言う ‘thought’ から ‘mode of presentation’ を取り去ったもの」という意味での「命題」という概念に依拠することを試みた。

³⁶ もちろん、リアリー・テストが実は当該の言語行為が真理条件を持つということを示すテストになっていないという可能性もある。仮にそうだとするとこの段落で言われている「約束行為は真理条件を持つ」という診断がそもそも怪しいということになり、本稿の議論は破綻する。それゆえ本稿を批判したければ、ただリアリー・テストがテストになっていないということを示すだけでよい。その方法として考えられるのは、真理条件を持つということが別のところで保証されているにも拘らずリアリー・テストをパスしないような言語行為を相当数提示してみせたり、あるいは真理条件を持たないということが別のところで保証されているにも拘らずリアリー・テストをパスするような言語行為を相当数提示してみせたりすることになる。リアリー・テストに依拠する本稿としては、そうした言語行為が存在しないということを示すべきなのだろうけれど、その課題は所謂「悪魔の証明」に当たる。そのため本稿はこの作業を行うことはせず、リアリー・テストは有効なテストであると**決めてかかって**議論を進めることにする。

ところが「命題」をこの意味で捉えることは「命題の結束性問題」を不可避的に生じさせ、私たちの立場の基礎は「ブラッドリーの後退」に蝕まれることとなった。これを避けるために本稿は「命題」という概念をハンクスの言う ‘propositional content’ ——その言語行為が属する行為のタイプとしての命題——として読み替え、それによって言語行為論的分析の内部における整合性を保ちつつも、平叙文・疑問文・命令文の間の「対応関係」をそれらの文を用いて遂行される行為が属するタイプ同士の充足条件による連関として捉え直した。この考え方において、ある言語／心的行為が属するタイプはその行為を他者に報告する際に現れる補文標識を観察することによってのみ判定されるが、この判定法は ‘expect’, ‘order’, ‘promise’ といった that-節補文と to-不定詞補文の両方を項としうる態度動詞が表す行為のタイプ判定に際して無力であった。そこで私たちはラネカー説を援用することによって、報告される行為が実効的な側面の強いものであれば to-不定詞補文を、そうでなければ that-節補文を用いて報告するのが「本来の姿」であると考えを提案した。この提案に従えば ‘promise’ によって表される行為はその実効性の高さゆえに to-不定詞補文を含む文を用いて報告されるのが本来の姿であるということになり、約束行為は（ハンクスの見立て通り）命令的行為タイプに属するという事になった。しかし約束行為は他の述定的行為と同じように真理条件を持つということが「リアリー・テスト」によって示され、真理条件を持つ行為である約束は定義上述定的行為タイプに属するはずだという理論的問題に突き当たった。これが前節までに私たちが歩んできた道である。

以上の議論により、私たちの3つの論点に対する応答は現状として次のようになっている。

論点Ⅰ：phrastic の行に書かれている文字列が表しているものは何なのか。

→行為タイプとしての propositional content に「phrastic」「force」を統合。

論点Ⅱ：約束の topic によって示される「約束のムード」とは結局のところ何なのか。

→述定と命令のムードを併せ持つという結論の取り扱いに困っている。(現段階)

論点Ⅲ：ネガティブな neustic による force の削除とはつまり何なのか。

→???

本節で行うことは、「命令的でもあり述定的でもある」という約束行為の特異性を説明するにあたって、「約束行為とは命令的タイプに属する行為と述定的タイプに属する行為の二つを同時に遂行する行為である」とする説——以降便宜的に「二重行為説」と呼ぶことにしよう——を提出することで「論点Ⅱ」への最終的な回答とすることである。二重行為説は、行為が同時に二つ遂行されているのであれば、約束行為という単一の行為が同時に備えているかのように思われる服従条件と真理条件とを二つの行為それぞれに割り振ることができるという利点を持つ。これにより私たちは、「服従条件を持つ行為＝命令的行為」「真理条件を持つ行為＝述定的行為」という大原則を崩さずに（寧ろそれに則って）約束行為を説明することができ、かつそれに伴って、「服従条件と真理条件の両方をもつ行為タイプ」といった不可解なタイプを発明する必要

もなくなるのである。

ここで、「行為を同時に二つ行っている」とは言っても、この意味での「行為の同時性」は私たちがト<Alice, CLEVERNESS>に属する行為を遂行する際に伴われるサブ行為の同時性とは実質的に異なるものであるということには注意せねばならない。3.1節で見た通り、私たちがアリスは利口だということを主張するとき、その主張行為を構成するサブ行為としてアリスへの指示行為(Aliceのトークン)と利口さの表現行為(CLEVERNESSのトークン)を行っている。この立場は、①「指示行為と表現行為という二つのサブ行為を同時に行っている」あるいは②「主張行為とそれを構成するサブ行為を同時に行っている」と言い表され得る考えを含む。そうであるからには、私たちは「行為を同時に行う」ということの可能性を既に認めており、二重行為説を採用することにこれといった困難は生じないように思われるかもしれない。しかし、まず①の意味で言われる「サブ行為同士の同時性」に関しては、厳密には同時ではないと言わねばならない。指示行為は「アリス」／‘Alice’という名前の発話によって行われ、表現行為は「は利口だ」／‘is clever’という述語の発話によって行われる。ここに観察されるのは、それぞれのサブ行為の個別性、そして時間的な分離可能性である。アリスが利口だということを主張するにあたって、私たちは例えば「アリスは……」の部分を発話して1分間考え込んでから「利口だ」と述べることもできるし、談話の情報構造に従って主部と述部を倒置することももちろん可能である。このように時間的な「間隔」や「順序」を勘案することができるというだけでも、これらの行為の遂行は厳密には同時ではないということがわかる。これに対し、「この前の約束は命令してからちょっと間を置いて述定したから、今回は趣向を変えて述定の方を先にやってみようかな」などといったことは考えることすらできない。すると①の意味での同時性は二重行為説の言う同時性とは異なるものであるということになる。他方②の意味で言われる「主張行為とそれを構成するサブ行為との同時性」に関しては、確かに「一回の発話で同時に遂行される」と言ってもよいかもしれないが、これは例えば「手紙を出す」という行為に「文章を便箋に綴る」「便箋を封筒に入れる」「封筒に切手を貼る」「封筒に宛名を書く」「ポストに投函する」といった行為が含まれるのと同じ形で成り立つ同時性である。この意味での同時性は「一方が他方を構成する」という関係によってこそ成り立っているため、約束行為における命令行為と述定行為との同時性とは明確に異なるものである。アリスがビルにお金を返すことを約束するとき、アリスがアリスがビルにお金を返すということを主張することはアリスがアリスにビルにお金を返すよう命令することの構成要素ではないし、逆もまた然りである。

二重行為説における「同時性」が①の意味でも②の意味でもないとなれば、私たちがこれから擁護しようとしている「同時性」とは——これがメタファーでないとするれば——「文字通りに同時に遂行している」という意味だということになる。しかもこの意味での同時性は単に同時であればよいというわけでもない。たとえば、アリスが「アリス、明日ビルにお金を返しなさい。これは命令です」と書かれた紙をビルに見せると同時に「これは主張なのですが、アリスは明日ビルにお金を返します」と口で発話するということは確かにできるが、これによって約束行為が遂行されるとは到底思えない。するとここで言う「同時性」は「文字通りに同時に、

それも、ある特殊な仕方と同時に遂行する」という意味で言われているものとして理解されねばならないだろう。以降混乱を避けるため、この特殊な意味での同時性を「二重性」と呼ぶことにする。

とはいえ、二重性を理論的に説明するにはどうしたら良いのだろうか。これに関しては私たちが既に認めている次の二つのことにヒントがある：「補文の「内容」を正しく理解するためには、そこに報告される言語／心的行為の主体を臆げなりとも想定する必要がある（本稿 4.1 節末）」という事実、および、先ほど傍に置いたラネカーの物差し②——that-節補文・to-不定詞補文は「概念化の主体を想定する」という意味での「非直接性」をその意味とするという分析——である。私たちがこうした二通りの語り方を通して捉えてきた「自分とは異なる主体」というものは、本稿が目指す「二重性」を実現するのに有効な概念であろう。というのも、些か比喩的な表現ではあるが、人が複数いればそれぞれの言語行為を分担することができるからである。

この目論見に対して理論と経験の両面から内実を与える考え方が、本節で導入する Ducrot (1984) の言語観、すなわちポリフォニー的言語観だ。まず 5.1 節で私たちはデュクロの言語観とその道具立てを概観し、5.2 節でそれに対する考察を加える。そして続く 5.3 節で、デュクロの道具立てを用いることで約束行為が持つムードを漸く特定することになる。

5.1. 私たちの言語行為は本来的に多声的である

経験的な事実からスタートしよう。嬉しくもない贈り物や面白くもない話をされた際に、相手を傷つけないためにわざと嬉しそうにしたり笑ってあげたりすることは全く珍しいことではない。ここで行われているのは「喜んでいふフリ」や「面白がっているフリ」である。こうしたことが日常に広く観察されるからには、私たちは一般に「フリ」乃至「演技」をする能力をもつと言ってよいだろう³⁷。そして演技に関する私たちの能力はこれだけではない。私たちは演劇を楽しんだり、冗談に笑ったりすることができる。これは取りも直さず「相手の行為が演技として行われているということを理解する能力」を私たちが持ち合わせていることを意味する³⁸。

³⁷ これができなくて人間関係を悪化させる人がいることはもちろん知っているが、そのような不器用な人は決して根本的にフリをする能力を持たないというわけではない。ある英語学習者が 'I promise that p.' という文の発音練習をする場面を考えよう。発音練習とは一般に「フリ」であるため、'I promise that p.' という文の発音練習をするたびにその学習者が *p* の実現を約束しているということにはならないのが普通である。ではもしこの学習者が「不器用な人」だった場合には「約束のフリ」が成立せず、発音練習の数だけ約束が成立していることになるのだろうか。そんなことはないだろう。たとえ不器用であっても、発音練習をする学習者は「発音練習をするつもりで」その文を発話しているはずだ。それを互いに理解している私たちは、その学習者が「不器用」だということを知っていたとしても彼／彼女の発話に伴う意図を推測することで、その発話を発音練習として受け取ることができる。「フリをする」というのはその行為主体が「どういふつもりで」その行為を遂行しているのかの問題、すなわち意図のあり方の問題であって、その巧拙の問題ではないのである。そのため、ここでいうような「不器用な人」はフリをする能力がないのではなく、フリをしようと思いつくことができないうか、単にフリが下手であるかのどちらかだと考えるべきだろう。

³⁸ もちろん所謂「冗談が通じない人」が一定数存在するというのもまた事実である。しかし彼らとて、演劇の殺人シーンで慌てて警察に通報したりはしない。「舞台の上でそれが行われている」「チケットを買ってそれを

この「演ずる能力」および「演じているということを理解する能力」が必要となるのは上記のようなケースだけではない。これらの能力は次に見るようなやや特殊なコミュニケーションにおいてもまた、重要な役を演じている。

(35) a. 私は3年以内に博士論文を提出することを約束します。 (作例)

b. I'm not here now. (Cohen 2013)

(35a) を発話することがもつ発語内効力 (force) は無論「約束」である。しかし、脚注6でも一度触れたように、この文を例文として挙げる私は今この場で博士論文を3年以内に提出することを約束したとは見做されない。ここに観察されるのは、content だけが伝わり、force が抜け落ちた——オースティンの言葉で言えば「脱色された (etiolated)」、ヘアの言葉で言えば「本気で言っていない」という neustic を帯びた——遂行発話である。このような「脱色」が起こるのは、(35a) の発話がある種の演技であるからである。すなわち私は、ある架空の話し手を想定し、それを演じる役者として、彼に代わって (35a) を発話しているのである。このように考えると、私はただ content を代理で産出しているに過ぎず、本当の force の担い手、すなわち「言語行為の本来の責任主体」はここで言う架空の話し手であるということになろう。言語行為の産出主体と責任主体とが遊離するというこうした状況は、(35b) のような文が用いられる場面でも同様に観察される。一般に話し手が発話によって当の発話の content を主張の force と共に提示したとき、その話し手はまさにその発話が行われた瞬間／場所に存在するのであるから、そうした通常の文脈における (35b) は誰が発話しても間違ったことを主張する文であるということになる。しかしながら、(35b) は英語圏の留守番電話 (answering machine) に予め録音しておく文として広く用いられるものであり、電話の向こうの相手が不在だった際に自動的に再生されれば何か正しいことを言っているようにすら聞こえるだろう³⁹。このことを可能にするのが、留守番電話的文脈における話し手が「過去の自分 (content の担い手) に現在の自分 (force の担い手) を演じさせている」という状態にあるという事実だ。これは次のことを考えれば直ちに了解される：いま仮に、私の家の固定電話に発信したアリスが (35b) の自動再生を聞いたとしよう。しかし私は家で仕事をしており、所謂「居留守」の状態が成立している。この状況でアリスが私の「居留守」を知ったとすれば、アリスは誰を責めるだろうか。もちろん音声録音した過去の私ではなく、現に在宅している私の方であろう。この直観が示すのは、(35b) の自動再生に伴われる主張の force の責任を負うのは「現在の私」の方であり、「音声を録音した時点での私」は今の私に代わって (35b) を言わされているだけの役者に過ぎないということだ。こうしたケースでは、本来なら誰が発話しても偽になるような文を用いた言語行為が、content と force それぞれの担い手が遊離しているからこそ有効なものとなっていると見ることがで

観に来ている」などといった状況をきちんと整えてあげればほとんどの人は演技を演技として理解するのである。

³⁹ “[...] [T]okens of (1) [‘I am not here now’ という文を指す], recorded on millions of answering machines and voicemail systems worldwide, apparently express something true.” (Cohen 2010: 5)

きる。この点で、これは (35a) における「脱色」と対照的な、謂わば「着色された」遂行発話となっているといえよう⁴⁰。以上の二つのような言語事実が、私たちの「演技をする能力」および「演技を演技として理解する能力」を基盤として成立しているということは言うまでもない。私たちはその能力によって日常的に、「自分自身として」言語行為をする場合と「自分ではない誰かとして」言語行為をする場合とを使い分け、「色」をつけたり抜いたりしているのである。

ここで、演技に関する上記の考え方と 3 節で議論した私たちの立場、すなわち「あらゆる content には必ず force が伴われる」という立場との接続を確認しておこう。行為タイプ説が言うように content と force とが不可分であるのだとすると、上で見た「content の担い手」と「force の担い手」という二つの役割は、演技を含まない「通常のコミュニケーション」においても誰かしらが担っていなければならない役割だということになる。すると「自分ではない誰か」に force の責任を負わせることのできない通常のケースにおいては、話し手一人が「自分自身として」force の責任を負うことで content / force 双方の担い手となるほかない。このように考えると、通常の言語行為における「演技でないという態度」は——「自分ではない別の主体に force の責任を負わせるような態度」としての演技性とは異なり——「その言語行為の content と force 両方の責任を自分一人で背負うような態度」として捉え直されることになる。通常の言語行為

⁴⁰ content の担い手と force の担い手の「遊離」を認めることは、一見すると 3.1 節で棄却した「content-force 二分法」に再び陥っているように思われるかもしれない。しかしこれは決して「二分法」に立ち返ることを意味しない。この二つは全く別の話である。1.2 節の冒頭で「約束する」という語に関して確認したことにも通ずることであるが、ある文が何に用いられるのかを理解せずにその文の意味だけを理解するということはあり得ないからだ。たとえば仮に、私が地球外惑星で話されている言語 L を調査しているのだとしよう。私はその過程で、言語 L には「弭罪文」と呼ばれる文の形式があり、この形式を持つ文はどうかや言語 L の母語話者たちが「弭罪する」際にしか用いられないらしいという所までは突き止めた（しかし、私はそれがどのような言語行為なのか全くわかっていない）。ある程度言語 L の語彙と文法の解説が進んできた段階で、私はある「弭罪文」を日本語に翻訳しようと考えた。さて、私はこの文を翻訳できるだろうか？ この文の発話は言語 L で「アリス」と呼ばれる人物への指示と「利口だ」という属性の表現だけを含んでおり、全体は「弭罪文」の形式になっているようだ。つまり、ここで私がすべきことは主部に「アリス」を置き、述部に「利口だ」を置き、あとは助動詞などを駆使して全体を「弭罪する」際に特有の言い方にすればよいだけだ。しかし、私は「弭罪する」というのがどのような効果をもたらす社会的行為なのか全くわかっていない。つまり「弭罪の force」がどのようなものなのか全く理解できていないのである。こうなってはもうお手上げではないだろうか。仮に苦し紛れに「私はここにアリスは利口だと弭罪する」という明示的遂行発話の形で翻訳したとしても、意味は全くわからない。これを翻訳とは呼ばないだろう。要するに、私はこの文（を用いて為される言語行為）の force が理解できていないがために、その content すら理解できなくなっているということである。以上のような思考実験を考えただけでも、「force 抜き content」のようなものが成立し得ないという本稿の見方は頷かれよう。これを踏まえると、content と force は常に「ペア」で提示されるということになる。そうだとすると、「content の担い手」という役割と「force の担い手」という役割はあらゆる言語行為において果たされなければならない役割だということになる。一方または両方が不在の言語行為はあり得ないのである。本稿が言う意味での「content の担い手と force の担い手の遊離」とは、決して「一方が不在になること」ではない。そうではなく、「通常は同じ人物によって担われていることが多い content の担い手と force の担い手が、別の人物によって担われているものとして理解されている」という意味である。そのため、二つの役割を占める人物が別の人物であったとしても、ある一つの言語行為の content と force とが直ちにそれぞれ単体で存在し得るということにはならないのである。これはちょうど「料理を振る舞う」という行為に似ている。自宅を訪れた友人に対して手料理を振る舞うときの「料理人」と「給仕」の両方を一人の人物（この場合は家主）が担っていてもよいし、レストランにおけるそのように「料理人」と「給仕」とがそれぞれ別の人物によって担われていてもよいというわけである。後者の場合に「料理人」を担う従業員だけが出勤し、かつ、「給仕」を担う従業員が全員欠席していたとしたら、（全員が普段通りの仕事だけをする限りにおいて）このレストランの料理が客に振る舞われること、すなわち、「料理を振る舞う」という行為の完遂はありえない。これと同様に、content の担い手と force の担い手の一方が欠席していたのだとすれば、それはもはや言語行為ではないのである。

においてもこの二つの役割は消滅せず、私たちは日常的に、常に一人二役を演じているのである。

この「私たちは日常的に、常に一人二役を演じている」という見解は Ducrot(1984) の言語観そのものである。デュクロは上に見た「言語行為の産出主体 (content の担い手)」を ‘speaker’、
「言語行為の責任主体 (force の担い手)」を ‘enunciator’ と呼び、言語行為一般を ‘speaker と enunciator が一致しているもの」とそうでないもの⁴¹とに分類する。この分類に従えば、私たちが上で「通常の言語行為」と呼んできたものは当然「speaker と enunciator が一致している言語行為」に振り分けられることになるが、ここで注意すべきは、それが「演技ではない」言語行為として捉えられているのではなく、寧ろ「自分自身を演じて遂行される」言語行為として捉えられているという点だ（あるいは「Xを演ずる」という概念が「Xとして振る舞う」というやや広い意味で用いられていると言い換えてもよいだろう）。この意味で、デュクロの——そして本稿も擁護するところのこの——立場は、私たちのあらゆる言語行為は常に speaker と enunciator という二つの主体の“声”が重ね合わされたものとして遂行・理解されていると考える。これが上の「常に一人二役を演じている」という言葉の内実であり、かつ、この立場の^{ポリフォニック}多声的たる所以である。

5.2. 言語行為の責任主体は複数存在しうる

「言語行為の産出者」というその性質上、一つの言語行為には必ず一人／一組の speaker が対応している。そして、force と不可分な概念としての「content」を担うというその性質上、speaker と enunciator は言わば「同時に仕事をやる」のでなければならない。たとえば、アリスの誕生日を祝う際にビルが「お誕生日」と発話し、直後にキャサリンが「おめでとう！」と続けることはできるが、この場合であっても「アリスの誕生日を祝う」という言語行為の speaker は「ビ

⁴¹ 「speaker と enunciator が一致しない言語行為」としては、(35a, b) 以外にも前提的意味の伝達やアイロニーによる伝達が挙げられる。たとえば「アリスは煙草をやめた」ということを主張するとき、私たちは「アリスが喫煙者だった」ということを前提としている。デュクロによれば、前提の伝達は「話し手・聞き手を含む共同体に属する人一般」を enunciator とした言語行為だという。たとえば仮にアリスが一度も煙草を喫んだことがないという状況でビルがキャサリンに対して「アリスは煙草をやめた」ということを主張したとしよう。この時のキャサリンの反応として考えられるのは「何言ってるの、アリスは煙草なんか吸ったことないよ」というものだろう。このことが示すのは、アリスが煙草をやめたということを正常に主張するためには「アリスが喫煙者だった」という前提が既に話し手・聞き手を含む共同体の中で了解されていなければならないということだ。このように、その共同体に属する人一般が信じているところのものを「前提」と呼ぶとするならば、「アリスは煙草をやめた」を発話する話し手は、その主張行為と同時にその共同体に属する人一般を演じてもいるということになる。この意味で、前提の enunciator は「世間一般人」とでも言うべき主体として理解される。他方アイロニーを用いた伝達が「演技」を含むということは比較的直観に則しているかもしれない。たとえば煙草をやめることをビルに約束したアリスが3日後に煙草を喫んでいるのをビルが見かけたとして。ビルと目があって気まずそうにしているアリスに対し、ビルは少し戯けた様子で「やあ、元気そうだね」と発話する。これがアイロニーであるのは多くの人が認めるところだろう。ビルは「あの約束はなんだったのさ」と責める代わりに、「やあ、元気そうだね」と取って発話することで角が立たないように振る舞いつつ、言外にアリスを責めているのである（もちろん、かえって角が立つことを狙ってのことである）。このときのビルが「約束のことを知らない人」のフリをしていると言っていけない理由はない。彼は取って何も知らない人を演じ、かつ、それが演技であるということまで含めて伝わるよう戯けた調子を作ってこれを発話しているのである。このことを考えると、「やあ、元気そうだね」の enunciator は「約束のことを知らない人」でありビル本人ではないということになる。

ルとキャサリン」という一組の集団であって、speaker という役割そのものが増えているわけではない。なぜなら、ここにおけるビルとキャサリンのそれぞれの発話は、「アリスの誕生日を祝う」という行為を構成するサブ行為であるからだ。サブ行為である以上は、彼らの行為一つ一つがそれ単体で祝福行為の force を帯びることにはない。したがって、それらの行為は「force と不可分な概念としての content」は当然持たないことになり、ビル／キャサリンはそれぞれの遂行したサブ行為の主体である限りにおいて、「content の担い手」たる speaker としての資格を持ち得ないということになる。つまり、二人は個人としては「アリスの誕生日を祝う」という祝福行為の産出主体ではなく、彼らはあくまでも集団としてその言語行為を産出しているのである。一つの言語行為に対応する speaker は必ず一人／一組であり、増やそうとしても増やせないのだ⁴²。

これに対して、enunciator は際限なく増やすことができる。たとえば、私が友人に「言語行為って『本来的に多声的』なんだよ」と述べる時、この発言の speaker は私一人であるのに対し、enunciator は私とデュクロ（あるいはその他のポリフォニー論者）であろう。というのも、この発言に含まれる「本来的に多声的」の部分はある種の引用であり、それゆえ他者の声が重ね合わされていると言える箇所だからだ（鉤括弧はそのことを表現するために付されている）。このケースにおいて私は「言語行為とは多声的なのだ」ということを本気で主張しつつも、そこへ他者の声を流入させているのである。こうしたことが可能であるということを考えてだけでも、一回の言語行為に複数の enunciator が対応するということが理解されよう。

5.3. 約束行為の enunciator は二人いる

以上の考察により、私たちの目的を達成するための道具立てが揃った。目下問題となっていることを再び確認しておこう。事の発端は、補文標識に基づいた分類によれば命令的行為タイプに属するはずの約束行為が、リアリー・テストにより真理条件を持っているということが示されてしまったというところにある。行為タイプ説の原理からして「真理条件をもつ命令行為」はほとんど語義矛盾であるから、私たちとしては「二重行為説」を採用することで約束行為における真理条件と服従条件とを「ある特殊な仕方と同時に遂行されている」述定的行為と命令的行為のそれぞれに割り振るという道を模索できないだろうか考えた。そこで白羽の矢が立ったのがポリフォニー的言語観だったというわけである。5.1 節・5.2 節を通した議論により、私たちは speaker/enunciator という区別を擁護し、かつ、一つの言語行為にはただ一つあるいはただ一組の speaker が対応するのに対し enunciator は理論上無限に増やすことができるということを確認した。この考え方は、5 節の冒頭で私たちが企図した通りの再分析を可能にする。

本稿の提案はこうである。すなわち、「約束行為一般の enunciator は二人おり、うち一方が命令的行為の force を、他方が述定的行為の force を担う」という考えを採用することである。この提案に含まれる「enunciator-1 と enunciator-2 の担う force の種類が違う」という見解は、一見

⁴² もちろん「お誕生日おめでとう！」と二人が同時に発話することもできるが、これは単に祝福行為が二つあり、それぞれに対応する speaker が一人ずついるだけである。

すると無理があるように思われるかもしれないが、実はそれほど無理のある主張でもない。まず、先に見たような「他人の声が重ね合わされた主張」が現に可能であるということを考えると、speaker が一人であるのに対し enunciator が複数存在する言語行為というのは決して珍しくないということが言える⁴³。ここで次のような事例を考えてみよう：アリスがビルに対して「5ドル、明日返してよね」と言い捨ててその場を立ち去り、それを横で聞いていたキャサリンに対しビルが肩を竦めつつ『5ドル、明日返す』よ。アリスにね」と発話する。このときビルは主張行為を産出し、かつその責任主体 (enunciator-1) としても振る舞っているが、それと同時に、ビルの主張に重ね合わされた声の主 (enunciator-2) であるアリスはビルに対して命令行為を行っている⁴⁴。このような事例が成立しようということを考えると、enunciator-1 と enunciator-2 が担う force のタイプが異なるという状況もまた、それほど珍しくないということが言えるだろう。そうだとすると、約束行為もまたこの例であると言っていけない理由はない。約束行為を遂行する話し手は、enunciator-1 としては (ハンクスも言うように) 話し手自身に命令しており、かつ、enunciator-2 としては (リアリー・テストが示すように) 聞き手に対して述定しているのである。

(36) a. I promise you {that I will pay you back / to pay you back}. (作例)

b. Alice promised Bill {that she would pay him back / to pay him back}. (=16)

(37) a. !<<I, you>, PAYING_BACK>, PROMISE> & † <<I, you>, PAYING_BACK>, PROMISE>

b. † <! <<Alice, Bill>, PAYING_BACK>, PROMISE> &

† <<Alice, Bill>, PAYING_BACK>, PROMISE>>

上記の提案に則れば、(36a) を発話することで遂行される約束行為が属する行為タイプは (37a) のように記述され、アリスの約束行為の報告として (36b) を発話する行為は (37b) のように記述されることになる。これは取りも直さず、「論点II：約束の tropic によって示される「約束のムード」とは結局のところ何なのか」への回答となる。約束のムードとは、自分に対する命令と聞き手に対する述定とを重ねて遂行するようなムードである。

6. 言語行為論、行為タイプ説、認知文法、ポリフォニー

本稿全体を踏まえて表1および表2を再改定すると次の表3のようになる。

⁴³ そうでなければこの世界に存在するあらゆる論文は執筆され得なかつたろう。

⁴⁴ そのことまで聞き手のキャサリンが理解するからこそ、ビルのこの発話がレトリックたりうるのである。キャサリンがアリスの言語行為を主張だと思っていた場合には、ビルのレトリックは (少なくともビルが意図した通りには) 機能しないだろう。

表 3：提案

	“I promise that p.”	“Do you promise that p?”	“Promise that p!”	“If I promise that p, ”
tropic	約束	疑問	命令	約束
neustic	speaker=enunciator- l=enunciator-2	speaker=enunciator- l=enunciator-2	speaker=enunciator- l=enunciator-2	speaker≠enunciator- l=enunciator-2
propositional content	! <I, ⊢<p>>, PROMISE> & ⊢ <<I, ⊢<p>>, PROMISE>	? <I, ⊢<p>>, PROMISE> & ⊢ <<I, ⊢<p>>, PROMISE>>	! <I, ⊢<p>>, PROMISE> & ⊢ <<I, ⊢<p>>, PROMISE>>	~! <I, ⊢<p>>, PROMISE> & ~⊢ <<I, ⊢<p>>, PROMISE>

	“Alice is clever.”	“Is Alice clever?”	“Alice, be clever!”	“If Alice is clever, ...”
tropic	主張	疑問	命令	主張
neustic	speaker=enunciator	speaker=enunciator	speaker=enunciator	speaker≠enunciator
propositional content	⊢ <Alice, CLEVERNESS>	? <Alice, CLEVERNESS>	! <Alice, CLEVERNESS>	~⊢ <Alice, CLEVERNESS>

私たちは 5 節でポリフォニー的言語観を採用することにより、「本気で言っている／言っていない」という neustic の違いを「演技性」というキーワードのもとに再分析し、「言語行為の産出主体 (speaker) と責任主体 (enunciator) が同じ人物として理解されるよう意図されているか否か」という形で捉え直した。それゆえ、表 3 の neustic の行は speaker と enunciator の (非) 同一性を示す (不) 等式に置き換えられることになる。さらに私たちは約束行為が属する行為のタイプを「命令行為と述定行為とを二重に遂行する」という特殊なものであると見なすという結論に至ったのであるから、propositional-content の行には (37a) を一般化あるいは変形したフォーミュラが書き込まれることになろう。またこれに加えて、私たちは今や ‘~’ で表される「フォースの削除 (force-cancelling)」という概念に内実を与えることもできる。本稿の提案に従えば ‘~’ が付されるような文脈とはすなわち不等式 ‘speaker≠enunciator’ が成り立つような文脈であるから、そのような文脈における言語行為の force は話し手自身ではなく別の主体が担っているということになる。このように考えると、force の削除とはあくまでも見かけ上削除されているかのように見えるだけで、実際には話し手ではない誰かが enunciator としてその責任を負っているのだと理解すべきだということになろう。

論点 I：phrastic の行に書かれている文字列が表しているものは何なのか。

→ 行為タイプとしての propositional content に「phrastic」「force」を統合。

論点 II：約束の tropic によって示される「約束のムード」とは結局のところ何なのか。

→ 自分に対する命令と聞き手に対する述定とを重ねて遂行するようなムードである。

論点Ⅲ：ネガティブな *neustic* による *force* の削除とはつまり何なのか。

→ 自分ではない他の主体を演ずることで、その主体に当の言語行為の責任を負わせるということである。

これで私たちの3つの論点に対する回答がすべて出揃ったことになる。これらの回答および表3に纏められる本稿の立場は、①ヘアによる ‘promise’ の言語行為論的分析、②フレーゲ意味論へのアンチ・テーゼとしてのハンクスの命題観、③ラネカーによる認知言語学的な補文の分析、そして、④デュクロによるポリフォニーの言語観を総合することで初めて得られるものである。とりわけ「約束」という基本的な言語行為の特異性を浮き彫りにする「二重行為説」という考え方は、今後の言語行為論への理論的貢献が約束されているとは言わないまでも、十分示唆に富んだ視点を提供していると言ってよいだろう。

参考文献

- Austin, J. L. (1962) *How to do things with words*. Oxford: Clarendon Press.
- Bradley, F. H. (1893) *Appearance and reality: A metaphysical essay*. Oxford: Clarendon Press
- Borsley, Robert (1999) *Syntactic theory: A unified approach*. London and New York: Routledge.
- Cohen, Jonathan (2013) Indexicality and the puzzle of the answering machine. *The Journal of philosophy* 110 (1): 5-32.
- Ducrot, Oswald (1984) *Le dire et le dit*. Paris: Les Éditions de Minuit.
- Frege, Gottlob (1956) The thought: A logical inquiry. *Mind*, New Series, 65 (259): 289-311.
- Gaskin, Richard (2008) *The unity of the proposition*. Oxford: Oxford University Press.
- Hanks, Peter (2011) Structured propositions as types. *Mind* 120 (477): 11-52.
- (2015) *Propositional content*. Oxford: Oxford University Press.
- Hare, R. M. (1952) *The language of morals*. Oxford: Clarendon Press.
- (1970) Meaning and speech acts. *The Philosophical review* 79 (1): 3-24.
- Langacker, Ronald W. (2008) *Cognitive grammar: A basic introduction*. Oxford: Oxford University Press.
- (2010) Control and the mind/body duality: Knowing vs. effecting. In: Elzbieta Tabakowska, Michal Choinski and Lukasz Wiraszka (eds.) *Cognitive linguistics in action*, 165-207. Berlin: De Gruyter.
- Pollard, Carl and Ivan A. Sag (1994) *Head-driven phrase structure grammar*. Chicago: The University of Chicago Press.
- Postal, Paul M. (1974) *On raising: One rule of English grammar and its theoretical implications*. Cambridge, Mass.: MIT Press.
- Ruwet, Nicolas (1991) *Syntax and human experience*. Edited and translated by John Goldsmith. Chicago; London: University of Chicago Press.
- Sag, Ivan A., Thomas Wasow, and Emily M. Bender (2003) *Syntactic theory: A formal introduction*.

California: CSLI Publications.

Searle, John R. (1969) *Speech acts: An essay in the philosophy of language*. Cambridge: Cambridge University Press.

Soames, Scott (2010) *What is meaning?*. Princeton: Princeton University Press.

——— (2019) Propositions as cognitive acts. *Synthese* 196: 1369-1383.

Strawson, Peter F. (1964) Intention and convention in speech acts. *The philosophical review* 73 (4): 439-460.

Promising Revisited

Kinoshita, Soichiro

gingerale@asagi.waseda.jp

Keywords: Speech act, Unity of proposition, Propositional content, Subordinator, Conceptualizer, raising/control, Polyphony, Promise

Abstract

The aim of this paper is to propose and defend what I call the *double-action* view of promising, according to which an (illocutionary) act of promising is one where the speaker simultaneously performs both assertion and ordering. This account can be obtained by integrating the following theories and frameworks: (1) speech act theory, which is descended from what is known as ordinary language philosophy; (2) the action-type view of propositional content advocated by Hanks (2011, 2015) and Soames (2010, 2019), as an antithesis of the Fregean view of proposition; (3) Langacker's (2008, 2010) theory of Cognitive Grammar, which maintains that grammar is an integral part of cognition; and (4) Ducrot's (1984) polyphonic view of speech acts, according to which every speech act necessarily consists of voices of multiple subjects. The analysis to be presented serves to show that the four theories can work synergistically, as well as to highlight the "duality" characteristic of acts of promising.

(きのした・そういちろう 東京大学大学院)